

官報

號外 昭和二十二年三月三十日

第九十二回 衆議院議事速記 第三十號

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)

午後二時四十六分開議

議事日程 第二十九號

昭和二十二年三月二十九日

午後一時開議

第一 衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續

第二 船舶公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第三 財政法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第四 會計法を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第五 石油配給公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第六 配炭公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第七 産業復興公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第八 貿易公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第九 價格調整公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第十 地方競馬法の一部を改正する法律案(小川原政信君外五名提出)

第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から受領した答辯書は次の通りである。

元軍用航空基地鹽田化に關する質問書に對する答辯書(石橋大藏大臣)

(以上三月二十七日提出)

〔參照〕

元軍用航空基地鹽田化に關する質問主意書

右成規により提出する。

昭和二十二年二月二十八日

提出者 二階堂 進

元軍用航空基地鹽田化に關する質問主意書

一、元軍用航空基地中海岸地帯に在るものは、これを鹽田化し、製塩業を営ましめ、目下不足せるわが國の塩の赤字を圓ることに決し、これを民間に貸し下げたと聞く。その箇所と面積は何程であるか、具体的に示されたい。

二、右鹽田化による塩の生産高予定は、当初何程で、そして本年一月末までに何程を生産したか。

三、政府は製塩業に對し多額の補助をするに決し、既に相當額補助せられたと聞くが、本年一月末までに補助した金額と、今後の予定金額はどれ程であるか。

四、右鹽田補助は本年二月六日まで設備の完成しないものには、これを打ち切る予定であつたと聞く

が、それは事實であるか、そして實際はどうなつたか。

五、政府が製塩補助政策を採つたために、民間ではその多額の補助金を取りを目当に、元航空基地等を借り下げて仕事を始めたが、補助金打ち切りのことが定められたためにろうばいし、その期限までに表面的完成を急ぎ、ために極めて粗雑な工事が行われている所もあると聞く、果してそうだとすれば、それらの事業を精査することなく補助金を交付するようになつたと聞かば、由々しきこととなると思ふが、政府はこれが検査並びに補助金交付等に関し、後日問題を起すことなきを期し得るか。

六、産業復興に關し、眞面目な事業も、財界の現状からその資金に苦しむ折柄、政府補助事業として製塩事業だけは多額の費用が浪費せられてゐる向もあり、そのために地方の貸金物等の高騰を來たした事實もあると聞くが、政府はこれらの事實を認めるかどうか。

七、前記元航空基地跡が鹽田化し、その完成に對し補助を與へたとし、折、採算がはなだしく悪くなれば、政府はこれに對して更に助成

の策を講ずる方針であるかどうか。

八、政府はこれらの土地が、他の國家有用の事業に充てられることが明らかであつて、そしてその鹽田のあることが、その事業の妨げをなすならば、その鹽田を廢止せしめる方針を執るかどうか。例えは鹿兒島縣指宿町所在、元海軍航空基地跡の如きはその例である。即ち同地はわが國の將來にとつて最も重要な役割をなす觀光事業、就中國際觀光事業の中心地たる所であるにかかわらず、地元の事情を察せず、又地元を踏ることなく、これを鹽田化するために貸し下げられ、そして無理な工事が進められて、觀光事業、延いては地方發展の事業を妨げている事實があると聞く。政府は現在及び將來このような事情は、國土計画上精査して善処せられるべきであると思ふが、政府の所見はどうであるか。

九、政府は右指宿町の事實に對して如何なる所見を有するか。又右場所はこれを鹽田とするよりも、觀光並びに保健地区として設備することを適當なりとせられてゐるが、政府の所見はどうか、若し又政府の所見はどうでも、地元において觀光、特に國際觀光並びに國民保健厚生に關する施設をして、地方の發展と國家の將來に寄與したいというならば、他の適當な海岸に、何処にでもできるような鹽田はこれを廢止すべきであると思ふが、政府の所見はどうか。

十、殊に右の地方は廣大なる溫泉地域であつて、燃料を要せざる溫泉

熱利用製塩が盛に行われて來て、將來相當量の塩を生産し得る事實があること(航空基地跡製塩は溫泉熱利用でない)従つて該地方には普通の鹽田は不經濟であり、そして該地方、特に該地区がわが國の將來にとつて重要な役割をなすべき所であることを承知していながら、これが鹽田化を認められたものであるかどうか。

十一、なお右土地は当該会社に対しては、製塩用用としてのみ使用を許されているのであつて、他の目的のために使用できないものであると言明されたとのことであるが、政府の所見はどうであるか右質問する。

昭和二十二年三月二十七日

内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議長 山崎 猛

衆議院議員二階堂進君提出の元軍用航空基地鹽田化に關する質問に對し別紙答辯書を送付する。

衆議院議員二階堂進君提出の元軍用航空基地鹽田化に關する質問に對する答辯書

一、第八軍より鹽田に轉換利用のため日本政府に開放されその後更に製塩計畫について連合軍最高司令部の承認を得ているものは左記の如くである。

館本縣 八代飛行場 九四、二

三重縣 香良州飛行場 一五、五

德島縣 德島飛行場 一五、〇

兵庫縣 加古川飛行場 二〇、〇

愛知縣 豐橋飛行場 一五〇、〇

町步

五〇三

福島縣	磐城飛行場	五〇、〇
大阪府	佐野飛行場	二〇、〇
香川縣	詫間飛行場	三、〇
愛媛縣	西條飛行場	一〇、六
福岡縣	小宮土飛行場	一〇、〇
熊本縣	天草飛行場	五、五
福岡縣	曾根飛行場	五、二
福岡縣	糸島飛行場	一〇、〇
鹿児島縣	指宿飛行場	二四、〇
岡山縣	玉島飛行場	四四、五
千葉縣	香取飛行場	三五、〇
計		五五九、三

二、右計畫による生産豫定高は六萬八千餘であり、設備の大部分は既に完成して石炭、電氣の供給をまつて稼動する態勢にある。

三、自給製鐵設備補助金としては昭和二十年度 一七八、六七〇千圓昭和二十一年度 六二四、六五一千圓昭和二十二年度 四八九、二〇〇千圓計 一、二九二、五二二千圓であるが、右のうち昭和二十年度分及び二十一年度分の一部は既に交付済である。

二十二年度分は今議會において豫算化されることとなつてゐる。

四、今後交付すべき補助金は原則として本年二月六日迄に一定の能率條件をもつて完成したものにのみ交付することになつてゐるが、舊飛行場鹽田化の分については例外として若干完成期限の延長が認められてゐる。

五、自給製鐵業者については豫めその設備計畫、資金計畫を政府において審査して承認し、設備完成後は慎重に實態調査を行つて補助金交付條件に該當しているか否かを認定し、補助金額については中央、地方にある官民合同の補助金審査委員會に諮つた上でこれを決定する等、努めて厳正を期してゐる。

六、製鐵事業のため地方の貨銀、物價が昂騰したという事實は認められない。

七、舊飛行場の鹽田化は鹽の需給上極めて緊要なものとして見られたのであり、現在においても鹽の需給關係は極度に逼迫してゐるので、折角完成した鹽田はこれを十分に稼動させて鹽不足の緩和に資して行きたい。

八乃至十、指宿町所在の飛行場を鹽田化するについて地元にとつた問題は、既に昨年三月當業者間に圓滿解決を見た。

十一、製鐵用として必要な土地は當該目的に優先的に使用させるがなお餘剰があれば他の用途に使用させるも差支えない意見である。

右答辯致します。

昭和二十二年三月二十七日
大藏大臣 石橋 湛山

佐伯 忠義君 安部 俊吉君
財政法案(政府提出)に対する修正案
提出者 川島金次君
(以上三月二十八日提出)

一、昨二十八日衆議院規則第十五條に依り議長において議席を次の通り指定した。

一〇 長野重右門君
一一 仲子 隆君
一二 大津 桂一君
一三 伊藤幸太郎君
一四 布 利秋君
一五 久芳庄二郎君
一六 丸山修一郎君
一七 久保 猛夫君
一八 二階堂 進君
一九 藤本 虎喜君
二〇 丹野 實君
二一 米倉 龍也君
二二 大島 多藏君
二三 水谷 昇君
二四 昇君

一、昨二十八日議長において次の通り常任委員辭任の許可があつた。

第四部選出決算委員
上林山 榮吉君

一、昨二十八日次の通り特別委員の異動があつた。

石油配給公團法案(政府提出)外四件委員
藤在松尾 トシ君 補關大矢 省三君
藤在細田 綱吉君 補關鈴木茂三郎君
地方競馬法の一部を改正する法律案(小川原政信君外五名提出)委員
藤在小池新太郎君 補關菅原 エン君
藤在宮澤 才吉君 補關太田秋之助君

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案に対する修正案(大野伴陸君外三名提出)外三件委員
藤在池上 隆祐君 補關木下 榮君
藤在佐伯 忠義君 補關小川 半次君
藤在平野 力三君 補關加藤 鏡造君
藤在因原 春次君 補關井井民之助君
藤在山村新治郎君 補關坂東幸太郎君
藤在藤本 早苗君 補關久保傳藏君

一、昨二十八日委員長理事互選の結果次の通り當選した。

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案に對する修正案(大野伴陸君外一名提出)外三件委員
委員長 山口喜久一郎君
理事 神田 博君 榎熊 三郎君
淺沼裕次郎君 石田 一松君
中野 四郎君

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。

○總務佐民君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、伊藤卯四郎君提出、石炭増産に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 總務君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。政府はこの議事日程變更に同意せられました。よつて日程は變更せられました。

石炭増産に關する緊急質問を許可いたします。提出者伊藤卯四郎君。

石炭増産に關する緊急質問(伊藤卯四郎君提出)

「伊藤卯四郎君登壇」
○伊藤卯四郎君 マツカーサー元帥か、吉内内閣總理大臣にあられたら書簡に對して、吉田總理大臣はその回答書に、昭和二十二年には石炭生産三千萬トンを達成して、南支那の基礎を建直すと約束されたことが、本日の新聞に發表されておるのであります。私はこの石炭増産に關します緊急質問を、主として吉田總理大臣にいたしたいと思つてあります。

政府は石炭産を内閣に移管することを決議で決定されました。もはや二箇月餘になりましたが、未だその處置が明確にいたされておらぬのであります。この明確にいたされぬ理由、同時に長引いておるところの理由を、總理大臣に伺いたいと思つてあります。

從來内閣に移管されました諸機關におきまして、その目的を達成し、成功したものは、ほとんどないと言つて差支ないであります。(拍手)それは何ゆゑであるかと言へば、民間との間の血のつながりがなくなりまして、さらに象牙の塔に立てこもつてしまふといふやうな結果になつておるのであります。そつういふ點から、各省との間の協力も得られなくなりまして、ほとんど失敗に終つておるといふことは、これはもはや、あまりにも試験済みになつておるのであります。

石炭産は作業廳でありますから、現場と一身同體になつておるところのものでなければならぬのであります。さらに國家の生産の目的達成のために指導するところの、きつめて現場の機關でなければならぬといふことが大事であります。この點に對して、總理大

臣はいかようにお考えになつておられるか、お伺いしたいのであります。

さらに石炭廳長官を國務大臣にするという事が、しばしば發表されておるのでありますが、未だその國務大臣にするという事の人選も決定されておらぬやうであります。その人選決定は、何ゆゑに遅れておるのであるか。もはや發表されてから、これも二箇月になるやうであります。何ゆゑにその決定されたことが遅れるのであるか。さらに國務大臣とされるという事は、單に閣議に出席をして發言をさせるというだけであるかどうか。それだけならば、あまりに大した意義もないと思つたのであるが、石炭廳長官を國務大臣にするというについては、どういふやうな権能を石炭行政の上においてもたすという所信をおもちであるかという事を、お伺いしておきたいのであります。

さらに石炭廳内閣移管の問題に關しましては、これはとかくの問題が起されておるやうであります。たとえこの問題に關連をいたしまして、當時の奥田商工次官は、憤慨をして辭職をしたという事でありまして、さらにまた現石炭廳の菅長官も、同じくこの問題に關連をして、憤慨をして辭表を提出しておるといふ事でありまして、さらに今日石炭廳におきましては、現菅長官も病氣と稱しまして、辭表を出しましてから二箇月近くも、こゝに出勤をいたされておらぬのである。聞くところによれば、昨日あたりから出勤をしておられるといふ事でありまして、けれども、しかしながらこの辭表の問題は、炭廳の次長であります岡松氏も、商工

次官に榮轉をされましたので、今日石炭廳では、長官も以上の如き實情にある。

さらに何か三、三日前に、商工省總務局長を石炭廳の次長の事務取扱にされておるといふ話も伺つておるのでありますけれども、石炭を三千萬トン出さなければならぬといふこの重大なるところの生産廳におきまして、長官も以上のような状態である。次長も以上のような状態である。かような状態で、三千萬トンの石炭を出すという行政官廳として、どうしてその事務を完全に遂行することが出来るであろうか。(拍手)この點につきまして、吉田總理大臣は、行政上の處置に對して、どういふお考えをおもちになつておるかをお伺いしたい。

石炭關係の民間の諸君は、石炭廳を訪ねて、坊主のおらないお寺に參つたやうなことで、物足らぬことおびたしいといふことを言つておるのである。かような状態では、どうして三千萬トン計畫が達せられるであろうか。民間にどうしてその信頼をもつてやらすことができるであろうか。この行政上の處置の點につきまして、總理大臣はいかようにお考えになつておられるかを、明確にこの際お伺いをいたしておきたいと思つておられます。

さらに私も厭聞するところによれば、商工省といたしまして、石炭廳を内閣に移管することはおもしろくない、内閣に移管して、狭谷山の状態に石炭廳をすることはおもしろくない、そういうことでは、とうてい三千萬トン増産計畫は達せられぬであらうといふところから、石井商工大臣初め、商工省内においても、石炭廳の内閣移

管に對しては、相當強い反對のあるといふことを、私も聞いておるのである。この石炭廳内閣移管問題に對しては、相當内部にデリケートな問題があるやうに思われるが、そういう點から、石炭廳の内閣移管の問題、長官を國務大臣とする問題、以上私が申し上げましたやうな諸事情の問題について、吉田總理大臣は、この問題の處置、解決をいたされ得ないのではないかと思つた。この疑問のある點に對して、この際明快なる總理大臣の御答辭を煩わしいと思つておられます。

さらに石炭廳の根本問題は、石炭行政を一元強化することにあると思つておられますが、總理大臣はこの點についていかようにお考えになつておられるかをお伺いをいたしたい。現在の石炭廳の石炭行政力をもつては、石炭増産の計畫は一つ今日未だに立つておらぬと極言しても差支えございません。たとえ坑木の問題につきましては農林省、あるいは輸送の問題は運輸省、食糧の問題は農林省、その他經濟問題等の點につきまして、各省にそれ／＼またがつてあるのであります。

そういう點から、石炭増産のため、その増産計畫を遂行しようといひたしましても、各省との間にあまりに窓口が多くなつて過ぎておられますので、容易にこつた問題等の解決ができません。石炭増産の計畫は、机上プランそのものを持続されておるといふ現状である。こゝにやうな状態をもつては、石炭を明三十二年度において三千萬トンを出すといふことは、實際問題として、われ／＼はとうてい不可

能であると考へざるを得ないのである。この點に對して、總理大臣はどういふやうにお考えになつておられるかを、私は明快にお伺いをいたしたいのであります。

さらに各省との關係を見ますと、石炭を増産しなければならぬといふ點に對しては、異口同音に言われております。ところが各省の關係において、舊態依然として、役所はセクシヨナリズムをもつておるのであります。そういう點から、各省における石炭増産に對する協力態勢というものは、ほとんど現實において行われておらぬといふのが、今日の各省關係のなほ張り根性の上に築かれたセクシヨナリズムの醜態であるといふことを言わざるを得ないのであります。この點に對して吉田總理大臣は、こゝした役所間におけるところの對立、協力の足らない、このセクシヨナリズムを、いかに石炭行政のために一元強化、解決しようといふ御方針であるかを伺いたいのであります。

さらに政府は、この坑木の問題等につきまして、昨年の秋ごろ、現在の坑木の單價をもつては、とうてい坑木業者が引合はれないから、坑木を出さないであらう、坑木を値上げをしてやらなければならないであらうといふことでは、昨年の秋にその値上げの必要性を發表されたのである。もはやそれから六箇月にもなるのであります。ところが今なおその新しい坑木の値段といふものを決定してやらぬのである。

そういう點から、坑木業者は坑木を山に伐出しおきながら、あるいは驛頭に坑木を積出しおきながら、それを積んで炭坑に送らうとしない。そういう點から、炭坑は今日坑木がなくて、探炭ができないでおるのである。ほとんど坑木はその日暮しの状態におかれておるのである。

鑛山におけるところの坑木は、人間が米を食うのと同じ重要性をもつておるのである。坑木がなければ、坑内を一尺も掘ることができない。石炭を一トンも採炭することができない。そういう重要性をもつた坑木に對しまして、以上のような坑木の現状であるならば、とうてい三千萬トンの石炭を出すところではない。今日一トンの石炭を出すためにも、坑木がなくて困つておる現状である。この坑木の新單價をいかよう決定されるつもりであるか。またいつごろまでに新單價を決定して、坑木がスムーズに炭坑に配給になるようにされるつもりであるか。この點に對しては、きわめて重要な問題であるから、時間的にこの解決の問題について、私はお伺いたしたいのであります。

この點に對しては、安本長官はもちろん送られたばかりで、おわかりでありますまいから、吉田總理大臣なり、關係大臣等が、ほんとうに坑木の出てくるやうな、信頼のおけるところの適正なる單價の問題を、時間的に解決することを伺いたしたいのであります。

政府は未だ一回も石炭の値段といふものを決定したことはないのであります。たとえば幣原内閣當時から現吉田内閣におきまして、石炭單價といふものを、個々の山に決定してやつたことは、未だ一回もありません。いわゆる石炭を出せ／＼といふことは言ひませぬけれども、お前のところの石炭は、

五〇五

一トンいくらであるぞという單價を決めて、石炭を掘らしたことはありません。依然としてあげが扶持であります。あとからそれに對して、赤字貸金の形で補給をしてやるといふが、借金の形でそれらを貸してやるといふやり方をしておるのであります。

そういう結果が、有形無形のうちに生産サボとなつて現われておるといふことは、おそらく關係大臣も御承知であらうと思ふ。石炭を出せ、といつても、その單價もきめてやらないで、どうして生産業者の生産意欲を刺激してやる事ができるであらうか。

どうしようもない無責任な状態をそのままにしておいて、石炭を三千万トン出すといふことは、何といつてもわれわれの承諾しがたい、政府に重大な責任があると思ふのである。(拍手)この點に對して、明二十二年度といつても、もう來月からである。この四月から先の新しい單價を、一トンいくらに決定されるつもりであるか。この點も、きわめて時間的に重大な問題でありますから、明年度の單價決定に對しての明快なるところの、適正單價といふものを發表されんことを要望したいのであります。

さらに單價を決定しないばかりではあります。先般最も重大な問題として現われましたのは、本年度平均單價を一トン三百四十六圓と平均線を引き上げておりましたが、先般これをどういふやうに個々の炭坑々に配分をしたかといふことを見ますと、一割増産をしたところは、單價を一割引いたのであります。二割増産したところは、二割單價を引いたのであります。二生懸命にがんばつて、國家要請にこたえるつもりで石炭を一割増産したところが單價を、平均炭價から一割引いたのであります。(炭價はまだきまつておらぬと言つたじゃないか)と呼ぶ者あり。

これは平均である。個々にきまつておらないで、平均の線を引きおるだけである。その結果、一割増産したところは二割引いたのである。むしろ増産をしたところには、勤勉の報奨金を出してやることにこそ、私は増産の意欲というものは起つてくると思ふのである。増産をしたところの山々から、その單價を差引くといふことは、増産したことは、經濟上においては罰則の意味になるのである。こういうことでどうして生産業者に増産を刺激することができぬであらうか。(ほんとうのことを言え)と呼ぶ者あり)ほんとうのことである。議員として良心をもつて、ものを言つておるのであるから、靜かに聴きなさい。

【發言する者多し】
○議長(山崎猛君) 靜肅に。
○伊藤卯四郎君(續) さらにこの一割、二割の増産をしたところから、一割、二割という單價を差引いたばかりではない。明年度の計畫を仄聞するところによれば、一割、二割のこの増産に對しては、出るものと豫想をして、いわゆる單價を削減をしたところのものをつくりやうとされておるといふことを聞くのである。こういうやうな單價のつくり方で、どうして生産業者の増産意欲を刺激することができぬであらうか。私は石炭の増産に對しては、増産に順應して、それらの報奨金を増額

してやるというところに、初めて増産は具體的に實現するものと思ふのである。さらに私はこの賃金問題について、政府は、石炭の増産のためには、労働者を、一般屋外の労働者より特にすべの點において優遇するといふことの發表をしばしばされておるのでありますけれども、現實においては、今日の一般労働者の賃金より、炭鑛労働者の賃金というものは、むしろ低いのである。政府は、地上労働者よりも、坑内労働者には八〇%の賃取を多く與えるといふことを發表されておるのでありますけれども、一般地上労働者よりも、むしろ低いといふ現状になつておるのであります。

さらにまた厚生施設の面から見ても、あるいは住宅衛生の點から見ても、炭鑛労働者といふものは、何ら優遇をされておりません。そういう點から、炭鑛住宅などに行つて見ますならば、今なお炭鑛労働者の住居は、奴隸の住居にひとしいやうな状態におかれておるのである。たとえ十戸割の長屋にいたしましても、便所はその端に一箇所しかない。そういう不便な、不自由な、非衛生的な住居に住まわされておるのである。

あらゆるところの炭鑛労働者の現状の姿を見まして、一般労働者と比較して、實に悲惨なる生活の現状におかれておるのである。そういう結果は、業者側でも、政府側でも、炭鑛に多くの労働者が行つて働いてもらつて、この方策を盛んに立てて、呼びかけておられますけれども、炭鑛には労働者がおりませぬ。のみならず、最近

に至つては、炭鑛労働者の移動は、まあおびただしいものになつてきておるのである。人ははいつていかない。せつか行つたものは、定着をしない。移動率が非常にひどい。

こういう状態で、どうして石炭の三千万トン増産計畫が立てられるであらうか。こういう點からしても、炭鑛労働者を、賃金の面から見ても、あるいは厚生娯樂の施設から見ても、住宅衛生の諸設備の上から見ても、もつと實際的に優遇するといふことの方針を政府が決定して、必ずこれを炭鑛々々に行わせめるといふところの、強い建設的な指導力をもつてやらぬ限りにおいては、炭鑛に人を呼び、炭鑛に定着をさして働かすことは、できないと私は思つておる。

さらに今日の炭鑛労働者は、自分の子供だけは炭鑛の坑夫にたくない、自分の親族の者だけは炭鑛に呼んで働かせたくない、今なおそういう心理状態である。炭鑛の労働者にそういう氣持をもたしておつて、どうして労働による生産の根本の方針を立てることができぬであらうか。この炭鑛労働者を優遇するといふ點について、私は具體的にその方針をお伺いしたいのであります。

先般も既に全国の炭鑛労働組合が集まりまして、いわゆる全国の炭鑛労働者は、ゼネストにはいるかどうかといふ危険一發のところにおいて、その交渉二箇月餘にわたつて、ようやく先般解決をして、今假調印しておるのである。この假調印をされたものは、政府がこれを賃金によつて解決をしてやらなければならなくなつておる。もし政府が解決をしてやる事が長びくといふことになると、容易ならぬことになる態勢を、今なおもつておるのであります。

さらにこれは一箇月、二箇月、三箇月の暫定的な假解決でありますから、四月から以後の解決は、今なお残されておるのである。こういう點から、四月以後の炭鑛労働者の賃金、待遇をどうするか。この問題はきわめて早く解決をしてやらなかつたならば、四月以後に至つて、再びまた重大な問題が起つてくると思つておるのであります。

どういふ點に對して、政府はどういふやうに炭鑛労働者を優遇するお考えでありますか。この點に對して、炭鑛労働者が安心して増産に働くことのできるやうな政府の御方針を、この際お伺いをいたしておきたいと思つておる。あります。

さらに政府は昨年の夏の議會におきまして、必要な炭鑛資材に對しては、不自由をさせないといふことを發表された。そのためには、各炭田別に國立炭鑛用資材倉庫をつつて、そこから各炭鑛に必要な資材といふものは、配分をしてやるということ言われたのである。ところがこの公約は、今なお何ら具體的に著手されておりません。何らこれを實現しようとしておられません。この炭鑛のために重要な資材といふものを、しかも昨年の夏の議會で公約されておきながら、依然としてそのままに放置されてあるといふことは、なぜであるか。

さらにこれは一箇月、二箇月、三箇月の暫定的な假解決でありますから、四月から以後の解決は、今なお残されておるのである。こういう點から、四月以後の炭鑛労働者の賃金、待遇をどうするか。この問題はきわめて早く解決をしてやらなかつたならば、四月以後に至つて、再びまた重大な問題が起つてくると思つておるのであります。

さらにこれは一箇月、二箇月、三箇月の暫定的な假解決でありますから、四月から以後の解決は、今なお残されておるのである。こういう點から、四月以後の炭鑛労働者の賃金、待遇をどうするか。この問題はきわめて早く解決をしてやらなかつたならば、四月以後に至つて、再びまた重大な問題が起つてくると思つておるのであります。

さらにこれは一箇月、二箇月、三箇月の暫定的な假解決でありますから、四月から以後の解決は、今なお残されておるのである。こういう點から、四月以後の炭鑛労働者の賃金、待遇をどうするか。この問題はきわめて早く解決をしてやらなかつたならば、四月以後に至つて、再びまた重大な問題が起つてくると思つておるのであります。

こういふ責任なことで、一體どうして石炭増産の計畫を遂行することが出来るか。(拍手)炭鑛に對する資材を解決してやるということに對しては、政府の御方針を伺いたい。昨年の夏の議會で公約された政治的責任を、いかに考へておられるか。この際明確にお伺いをいたしておきたいのである。

さらに政府は、石炭單價の生産費の上、やみ資材というものを認めないということをし、しばしば言われておるのでありますが、また實際問題上、やみ資材の値段というものを、石炭生産費に認めておらぬのでありますが、實際は今日各炭鑛は、その大部分の資材は、やみの値段をもつてこれを購入しておるのである。そのほとんどと言つてよい資材というものは、やみで買つておるのである。政府は、やみで買わなくても、完全にいわゆる公定價格によるところの資材を配給してやるという自信を、おそろくもしておられぬであらう。またやつておらぬことを御承知であらう。

そういうことをみずからやつておらぬ。みずから認めておきながら、石炭生産費において、やみの資材の値段を認めないということは、一體どういふわけであるか。公定によつて品物はやらない。やみで買ったものは、それを認めない。そういうことで、一體どうして生産者がその生産計畫を立てられるであらうか。どうして生産意欲を刺戟することが出来るであらうか。こうした矛盾について、何と政府は考へておられるかを、この際明快に御答辯を願いたいと思つておられます。

この資材の問題については、單に業者であるか、労働者ばかりが疑惑をもつておるのではありません。商工省管下にありますところの地方商工局、あるいは石炭部、現場におります官吏の諸君も、政府のこういふような資材のやり方では、自分たちは生産に對して責任がもつてぬというのであります。そういう點から、地方官吏は中央政府を信頼しておらぬのである。従つて炭鑛經營者も、労働者も、閣議決定とか、政府の發表というものは、ことごとく不渡り手形であるということをもはや信じておるのである。

そういうような疑いをもたせておつて、政府のもとにある官吏に、政府を信頼させない。業者も、労働者も、信頼しておらない。そういうことで、どうして政府が増産の生産命令を出し、それが實行されるということが出来るか。政府はみずからこれを解決せずして、石炭を三千万トン出せという命令を出す資格があるか。(拍手)この點、責任をもつて關係大臣は御答辯していただきたい。それでなければ石炭は出ません。

さらに食糧の問題等についてでありませんが、既に炭鑛には特別に食糧をやるといふことを言われておられます。また本年度におきましても、占領軍の厚意により、炭鑛に特別なる放出食糧が充てられてあつたことは、われわれも深く感謝をしておるところであります。ところが、炭鑛には必ず食糧は完全にやると言われておられますけれども、既に北海道の炭鑛には、運配欠配が起つておるのである。

が、不安にして心配しておるところは、この雪解けになつたならば、必ず炭鑛に働く職員なり労働者が、食糧不安のために、自分らが山、畑を耕して、また従來のごとく、どつと外に出してしまふであらう、そういうことになれば、炭鑛はまたそのために非常に労働者が多くなつてしまつて、いわゆる生産目標、生産計畫は立たなくなるといふことを心配しておるのである。そういうことで、各炭田とも、食糧の問題に對しては非常に心配をしておるのである。

一昨日のごときも、炭鑛労働者、炭鑛經營者側の代表が、たくさん商工大臣、農林大臣のところに陳情に押しかけてまいりました。われわれは石炭を出すから、政府は約束の食糧だけは食わしてくれということをし、切々として悲壯な陳情をしておるのである。少くとも炭鑛には、二週間なり三週間分の食糧を貯蔵しておいてもらいたい、そうすれば、不安のためにみずから職場を放棄して、山を耕したり、畑に行つたりする者がなくなるであらう、眞に安心して自分の職場を守つて、石炭を一トンでも多く出すために、みんなががんばるであらう、そういう方法を講じてくれなかつたならば、食糧のため不安動揺することを抑えることはできない、そのために増産計畫が立たないから、政府がほんとうに三千万トン出せよということを眞剣に考へておられるならば、まず二週間分なり三週間分の食糧を貯蔵してもらいたいということをし、陳情して來ておるのである。

これに對して農林大臣は、ほんとうに炭鑛労働者に安んじて増産に挺身さすために、そういう計畫なり方針をもつて、さういふことをやるうとしておられるかどうかを伺いたいのであります。農林大臣はお見えでないようですが、農林大臣にこの點については連絡をとられて、御答辯を願うようにしたいと思います。

さらに吉田総理大臣がマツカサ元帥に對して回答をいたされた書簡の中に、供出を一〇〇%やらすということをし、農林省關係の係官の諸君の話を聴きますと一〇〇%出さすということも非常に骨が折れるが、それより以上出さす供出のためには、その代償とする、いわゆる報奨物資というものが、十分に目安がつかぬのである。この報奨物資については、そういう不安を、現にその責任の係官から發表しておるのである。

そうならば、一〇〇%出さすということも容易でないが、より以上出さすということに對しては報奨物資がないということになれば、吉田総理大臣が一〇〇%供出をさせられるという點に對しても、おのずからその供出をさすということに對しての自信がもてなくなるのではないかと思ふが、こういふ點に對して、報奨物資はこゝにある、これをやる、それで食糧をこうして出さす、これを炭鑛にこうするといふ點を、具體的に私はお示しを願いたいと思つておられます。(拍手)

政府は、これも昨年の夏の議會におきまして、同じく政治的に公約された問題であります。石炭増産をはかるために、政府は現在あるところの鑛區を、鑛物増産法によつて整理分合する、さうして新坑開發をどん／＼やらす、あるいは設備機械、すべて條件を備えておるものには、その掌るべき鑛區がなくなつておつたら、隣の鑛區をわけてやつて、掘進増産をどん／＼やらす、新坑開發と掘進増産によつて、必ず増産計畫を立てるようになる、そのためには鑛物増産法を適用して、現在睡眠死蔵されてあるところの有望鑛區を開放する、こう公約されたのであります。政府は、これも今なお一つも着手されておりません。鑛物増産法を適用されるやうという氣配も見えませんが、政府は一體石炭を増産したいと言ひながらも、石炭の増産上實行しなければならぬところの、こういふような政治的公約を果しておらぬのである。しかも鑛物増産法を適用して、睡眠死蔵しておるところの鑛區を開放することのできるならば、新坑開發もどん／＼やれるであらう。掘進増産もどん／＼やれるであらう。そうすれば増産に對する基礎的條件はできるのである。これをやらすして、どうして石炭を出すといふ増産計畫が立てられるであらうか。

政府は一體もてる財閥の鑛區を一般に開放するということについて、財閥に氣がねをして、鑛區を整理分合することができないのであるか。何ゆゑに鑛物増産法を適用して、睡眠死蔵しておる鑛區を開放して、國家要請の増産にこたへさすことができないのか、この點に對して、必ず今度はやるといふところの意思があるかどうか。この處置問題に對して、商工大臣に、眞に責任のある御答辯を願いたいと思つておられます。(拍手)

さらにこれは小さな問題の一つでありますけれども、増産にはきわめて重大な問題でありますから、大臣はおられなくとも、大藏當局でよろしうございませぬが、ひとつお伺いしておきたい

ことは、政府は新坑開鑿には、四箇年間税金を免除するといふことを言つて、やつておられるのである。まさにそれはやつておられるのである。ところが、その鑛業業者の下に請負掘りをして、斤先掘りをして、こういふ者に對しては、その免税の方法をどうやらぬのであります。それなら、どういふことで税金をとつておられるかといふと、石炭を採掘して、石炭を出しているのに、鑛業権に税金をかけるようになり、これを免税にしておりますから、實際請負掘り、斤先掘りで掘つておられる石炭採掘業者に對して、どういふことで税金をとつておられるかといふと、土砂採取業として取つておられるのである。

石炭を掘つておられる者に税金をかけるのに、土砂採取業——土やガラスを出している業者だといつて、税金をとるといふことは、あまりにこれは矛盾をしていふようである。どうせ鑛業業者として、全般に石炭増産のために税金を免除するといふならば、請負業者であらうと、斤先業者であらうと、現に石炭を出しているところの業者には、同等に四箇年間の免税方針をとつてやるところに、私は請負掘りなり、斤先掘りによるところの石炭増産の開發の意欲といふものが興されるところであるが、これはきわめて事務的な問題であり、これはきわめて重大な問題であり、また實際問題として、非常に矛盾を起している問題であるから、この問題に對して、大藏當局はどういうようになお考えをおもちであるかといふことを、お伺いしたいのであります。最後に、私は吉田内閣總理大臣にお

伺いをしたいのは、現在までの吉田内閣がとつて來られたところの石炭政策に對し、あるいはその方針なり態度をもつてされるならば、三千萬トン、いかなる努力をされても出ません。私はこゝで明言をする。いや、私が明言をするといふより、政府の下にありますところの石炭に關係する各官吏諸君、現に現場に身を挺してやつておられるところの石炭部の官吏の諸君も、今までのような政府の方針や態度で、あの緩慢な態度であるならば、われわれは三千萬トン出せるといふ自信はもつて、また業者も、労働者も、今までのような政府のいわゆる不渡手形をもつてやられるならば、われわれは三千萬トン出すことはできぬと言つておられるのである。

いかに自分たちが増産意欲に燃えて身を挺してやろうとしても、拳骨では石炭は掘れぬ。腹が減つては石炭は掘れぬ。そういう點から、どんな努力をしても、今までの政府の方針、態度であるならば、明二十二年度には、二千七百萬トン以上の石炭を出すことは不可能だと言つておられるのである。ところが、本日發表された吉田内閣總理大臣の、マツカーサー元帥に宛てられた書簡によれば、三千萬トン出すと言われている。きわめて重大なる約束を、マツカーサー元帥に吉田總理大臣はいたされたのである。ところが、今申上げるように、石炭關係の官吏諸君なり、經營者なり、労働者は、今までの政府の方針では、二千七百萬トン以上出ぬと言つておられるのである。この點を吉田總理大臣はどういうように解決をされるおつもりであるか。現場はどうであらうと、おれは出

せるんだというその信念なり、その確信なり、方針——どうして出されるのかを、私は明快にお伺いをいたしたい。(拍手)

石炭を出すために、みんな現場にいる諸君も、一生懸命になつてやつておられますけれども、政府が眞に現場の欲することを解決してやつてくれぬので、出ぬのである。この點は、石炭關係の官吏諸君といひ、經營者といひ、労働者といひ、一致しておられるところである。この重大なる現場側の要求、問題を解決してやらぬ限りにおいて、三千萬トンは出ません。いかに石橋大藏大臣が悪性インフレにならないといつて、こゝで心強くなれば、それでも、生産のない、物の裏づけのないところの健全財政といふものは、あり得ません。

眞の健全財政といふものは、その出されたところの貨幣を吸収するといふのは税金ではないのである。物である。物が吸収してくれなかつたならば、悪性インフレにつるであらう。その物はすべて石炭を増産し、この基礎的な産業の根本條件を解決しない限りにおいては、日本の産業再開、再建、經濟復興はできないといわれ、は信じておられる。この點に對して、吉田内閣が、三千萬トン出し得ないならば、吉田内閣は、敗戦日本の救國再建の國家的使命を果すことはできません。

ればなりません。(拍手)よつて私が以上質問いたしましたことは、わが國の救國再建上にとつて、基礎的條件解決の上に、きわめて重大なる問題であり、また吉田内閣の運命を決する問題であると思つて、この點に對しては、吉田總理大臣の、責任ある、不渡手形でない、きわめて政治家として良心的な答辯を、私は明快にしていただきたいことを切に要求いたしました。私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君答覆〕

○國務大臣(吉田茂君) 伊藤君にお答をいたします。政府が三千萬トンの石炭を掘ることは、日本の經濟再建のために必要なりと考えて聲明いたしましたことは、たゞにマツカーサー元帥に對して聲明したのではなくて、しばしば私も政府も、三千萬トン掘る必要のあることを認めて、必ずこの増産をはかるといふ決心は、しばしば申し述べおるところであります。

しからばいかにしてこれをやるか。すなわち行政上の行政機構としては、三千萬トン掘る必要のためから、お話のセクシヨナリズムを破壊するためか、必要なりと考えて、内閣に移したものであります。石炭大臣を置くか置かないかといふことは、まだ閣議は決しておけません。新聞になんとならうとも、それは政府の關知したところではないのであります。

す。しかしながら、およそ目もつておられますから、近日その任命ができるだらうと思つておられます。また炭價について決定できないのは、いろいろ條件があつて決定できないのであります。たとえば問題は物價政策にも關連し、またインフレインフレーションの問題に關係するため、單獨に急に輕々しく決定できない實情にあることは事實であります。しかしながらこれに對する臨機處置は、政府としては講じております。

また坑木、家屋、厚生その他の問題

についてお話がありました。これは現に食糧とか家屋とか、その他の問題については、安定本部においてこれが計畫を立てております。この實行については、各省と最も緊密なる連絡をとつて、その實現に着手いたしております。また三千萬トン掘れるか掘れないか、掘れないと言われるものもあり、掘れると言ふものもある。現に私のところに手紙をよくして、必ず掘つておらんに入れろといふことを書つておられるものもある。掘れるか掘れないかは、今後の實踐に徹してごらんを願ひたいと思つて。

〔國務大臣高瀬正太郎君答覆〕

○國務大臣(高瀬正太郎君) 物價關係の事項につきまして、お答をいたします。坑木の價格は木材價格改訂と關連いたしました。最も近い期日に發表の見込みであります。石炭の單價につきましては、十一月一日に決定をされております。たゞ明年度の單價は、勞賃の引上を含めて決定をいたすために、交渉中であり、増産増賃金は、既に實行中であり、炭坑夫の勞賃につきましても、今同引上が行なわれることになりまし

て、一月ないし二月は、坑内九十五
間、坑外六十間、三月以降は、坑内百
十間、坑外六十間となり得ます。大體電
産のラインに近くなるのでありまし
て、従来の坑内五十間、坑外三十五間
に比べますと、相當の引上になるはず
であります。

なお、やみ資材の購入につきまし
て、これを單價に入れてきめるとい
問題であります。これはやみ資材の
購入等を特に助長放任するとい結果
になりますので、はなはだ困難である
と考えます。従つて重要資材配給につ
いて十分の努力をし、これを確保する
という方針で進んでまいりたいと思
ております。

〔國務大臣石井光次郎君登壇〕

○國務大臣石井光次郎君登壇 伊藤君の
質問の中に、資材がうまく行きわたつ
てない、あるいは住宅がかく／＼かよ
うだ、厚生施設も不完全だといお話
がいろいろありました。今までの状
態は、私も満足すべき状態とは一つ
も思つていないのであります。その中
にも、資材の面において、どうしても
三千萬トン増産氣構えの形においての
資材を、早く豫定通り送るといこと
に、あらゆる努力をいたしているの
であります。かりに鐵材のごときも、さ
いまいに第一期分に対する送出しとい
うことも、一通り今月でかつこうのつ
く程度には送り得る状態であるとい
うようなことが、一つの例であります
が、そのほか至らないものも相當あり
ますが、この至らない中から、石炭の
増産のためには、できるだけものを
早く送るといことは、既にきまつ
た方針であります。私もその線
に沿つて、艱難をいたしているわけ

あります。

住宅の問題のごときも、まことに残
念なる状態ではありますが、昨年か
築あるいは補修等についての數々の案
も出ました中に、必ずしもその通り進
行してない、またその通り進行して
も、まだ不足な状態であるのでありま
して、これはなんとか新しい手を打つ
べきではないかと思つて、さらに今考
慮をいたしております。

特に私にお尋ねのありました新坑開
發の問題、鑛區の整理分合の問題であ
りますが、これは前にもこの席でお答
えしたと思ひますが、今お話のありま
した、どういふふうにしてそれをやつ
ているか、實際は一つもやつてないじ
やないかといお話でありましたが、
各地におきまして、話合ひにおいて相
當進行しておるのは、多分御承知だと
思つてあります。またこれから先の問
題といたしまして、實際にこの整理
分合を行いますれば、こゝに相當な増
産の結果が現われてくるというものが、
いくつもあるように私も聞いて
おります。これらにつきましては、あ
るいは各種の委員をあげて、その坑の
中にはいつて實際を調べる必要がある
ものもあると思ひます。これは實際に
即するような手段方法をとりまして、
私といたしましては、ぜひこの整理分
合をやつていく、そして必ずこの面
からも増産をあげていくようにする
といふことを、こゝにはつきりと申し上
げておきたいと思ひます。

三千萬トン増産できるか否かとい
う問題につきましては、絶えず論議され
る問題であり、今お話のありましたよ
うに、その業者の意向あるいは勞務者
關係の一應の意向として出しましたもの

も、大體二千七百萬トンぐらいである
うといふようなことを、私も初め聞
いておりました。しかしどうしても三
千萬トン出なければ、日本の經濟は復
興しない。それにはどうするかとい
うことで、あくもしよう、こゝもしよ
うと、なげなしの中から資材をなげう
つて、こゝしようといふ案を立て、振興
の計畫がよりやくできたところに、先
ごろ賃金値上の問題が起りまして、勞
資の話合ひがだん／＼進みまして、別
に他人も交えず、勞資兩方の話合ひに
よつて、賃金の値上が決定しました。

その賃金値上の問題に携わるとき
に、一番初めに勞務者側も主張された
問題は、これは單純なる賃金値上では
ない。三千萬トン出すためには、ぜひ
こゝういふふうにして貰いたいとい
上交渉のあつたことは、御承知であ
りましようし、伊藤君自身にも御盡力を
願つたのであります。それによりま
して、彼らの間に話合ひができた。私
ども役人が少しも携わることなくし
て、話合ひができた。その共同聲明に
おきまして、勞資ともに三千萬トン増
産を期して、われ／＼は奮進するとい
うような意味の言葉が、そこにあつた
と思つております。これは來年度にお
いて三千萬トン出すといふことに、私
どもが努力するばかりでなく、一番大
事なのは、第一線におる山の經營者
と勞務者であります。この兩者が、この
聲明をしたといふことに、私も是非
常な期待をもち、これにまた背かぬよ
うに、私も資材を送り、その他の
面においても一生懸命努力して、この
三千萬トン達成を期したいと思いま
す。

〔政府委員北村徳太郎君登壇〕

○政府委員北村徳太郎君登壇 伊藤君の
お尋ねにお答を申し上げたいと思
ひます。お尋ねの要旨は、石炭鑛業權者
に對する税の猶豫期間が、いわゆる斤
先掘に及ばないのはどういふわけであ
るか。こゝういふ要旨であつたと思
ひます。これは元來税は、石炭に關
しましては、鑛業權者が鑛業納稅義務
を負うておるものでありまして、免稅、
猶豫の特典は、その直接の納稅義務
者に及ぶものである、こゝういふ原則は
間違いないのであります。ただしお話
しの現下の日本の事情をいたしまし
て、たゞいま商工大臣の御答辯の中
にもありましたように、石炭問題は非常
に重大であります。従ひまして、たゞ
いまお話の事柄、特に石炭關係にお
いては、斤先掘といふ現象が相當廣く行
われておりますから、これに關しまし
ては、十分調査の上善處いたしたいと
存じております。

〔國務大臣木村小左衛門君登壇〕

○國務大臣木村小左衛門君登壇 伊藤君
にお尋ねいたします。私貴族院の答辯
にまわつておりました。あなた私の
所管に對する御質問の要旨を、直接承
ることができなかつたのであります。こ
が大體炭鑛に對して、米の心配のない
ように、二、三週間分貯蔵しておいては
どうか、そゝういふことはできないか、こ
ういふ御質問の要旨のようになりまし
た。たゞいま各關係大臣からいろいろ
御答辯のありました通り、石炭三千萬
噸確保といふことはわが國再建の至上
命令であります。従つて私もといた
しまして、この實現に對しては、あらゆる
努力を傾注しなければならぬことを
深く自覺いたしております。ついでに、
第一に問題となり得る食糧につきま

しても、できるだけ便宜を與へまして、
御希望に副うように努力いたしたいと
思つて居ります。

ちよつと例をあげてみましても、九
州の炭鑛だけでも、一箇月に所要量六
萬石ぐらゐるようであり得る。さ
ら、大體非常な量が入用であります
ので、市場の關係で、できず限り一
週間分でも二週間分でも貯蔵してお
くような方法に、十分努力をいたして
みたいと思つております。

第二には、政府は一〇〇%の供出對
策を立てて獎勵しておるが、それに對
する報奨物質がないではないか、こ
ういふ御質問のようになり承つたので
あります。これは去る三月一日に
發表いたしました供米對策、あれを立
てますときに、ない物を、政府とい
たしましては立てますはずはござい
ません。これは報奨物質とちやんとに
らみ合せまして、十分確信をもつて立
てましたものでございます。こゝう
ぞ御安心なすつて、何とぞ一〇〇%を
確保いたしますように、御協力願
ひたいと思ひます。

〔發言する者多し〕

○議長(山崎猛君) 靜肅に。

○伊藤卯四郎君 簡單でありますか
ら、自席からお許しを願ひます。

總理大臣初め、各大臣、當局の抽象
的な御答辯では、私は満足はできませ
ん。またあの程度の御答辯をされるよ
うなことでは、三千萬トン出すとい
信をおもちになつておるとは思われま
せん。(拍手)その點に對してはなほだ
遺憾であるし、不満でもありません。け
れども、たゞ一點總理大臣にお伺いし
ておきたいのは、單價を決定するの
に輕にできないといふことをおつしや

つたのでありますが、幣原内閣當時から吉田内閣になりまして二年、この間に一回も、未だ炭鑛別に單價を決定してやつたことはないであります。

二年間経つても決定ができません、なほ輕々にできないというのなら、何年経つたら大體御決定になることができるのか。そういうのるまな状態では、とうてい増産意欲を刺激することではできないと思つております。明年度と言つても、もう幾日も過ぎません。明年度の單價を、およそいつごろまでに決定されるか。

なぜ私がこれを強く聴くかといふと、來月四月におきましても、國は八億圓以上の金を、赤字支出といふか、何らかの形で出さなければならぬのであります。現在軍需對策債をつくられて、約倍近くの金を、來月から何らかの意味において出さなければならぬ、それは八億圓以上になるのである。そういうことでは、いくならば、明年度全體で百億を突破するのである。こういうわけのおからぬ金の出し方で、百億以上の金を出さなければならぬといふことをしておいて、輕々にできないとして金を出しながら、その出し方が悪いために、増産の刺激にもならない、死金になるような出し方である。

どうせ金を出すのなら、私は生きた金を出してやつてもらいたい。(拍手) これで初めて増産意欲を刺激し、また増産に生きた金として使われるものであると思ふ。こういふきわめて重大なる點がある。來月からこれをやらなければならぬのである。およそ明年度の分は、いつごろまでに、どういふ方法でやるのであるかといふことを、いま一回、總理大臣のやつておられるこの

點に關する明確なる信念を、私はお伺いしておきたい。
〔國務大臣(吉田茂君) 答へたし〕

○國務大臣(吉田茂君) 答へたし、申したのが、先ほどの理由の通りであります。御意見は一應參考にして伺つておきます。

○伊藤卯四郎君 この石炭三千萬トンを出すといふことは、救國の基礎をつくり得るか、つくり得ないかという重大な問題である。總理大臣がそういうような程度でこの問題をお取上げになつてゐることを、私ははなはだ遺憾に思ふ。(拍手) そういうふうなことで、前にも申しましたように、マツカーサー元帥に公約をされたことが、どうしてやれるのであるか。はたして總理大臣は、これで眞剣に救國再建しようと思つてゐるのか。石炭増産をなさずして、どうして産業の再開、再建、經濟の復興ができるか。できないじやありませんか。この點に對して、もつと眞剣に私は考へてもらいたいと思ふ。これを吉田總理大臣がやり得られないならば、よろしく内閣を辭職されること、國家再建の上にかきわめて妥當であると私は信ずる。よつて私は、この點を要求いたしましたして、私の質問を終ります。(拍手)

○綿貫佐民君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、辻井民之助君提出、司法權獨立と肅正に關する緊急質問を許可されんとを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。政府はこの議事日程變更に同意せられました。よつて日程は變更せられました。

司法權獨立と肅正に關する緊急質問を許可いたします。提出者辻井民之助君。

司法權獨立と肅正に關する緊急質問 (辻井民之助君提出)
○辻井民之助君 私は總理大臣並びに司法大臣に對しまして、社會黨を代表し、司法權の獨立並びに民主的肅正の問題に關しまして、お伺いしたいと思つておきます。

憲法の實施を目前にいたしました。國會の選挙を初め、いくつもの選挙が既に行われ、また行われんといたしておるのであります。これらの選挙は、申し上げるまでもなく、その成否いかんは、日本の將來の運命にも關する、重大な選挙であると考へるのであります。世界はこの選挙に對しまして、嚴重に監視をいたしております。われわれは、今こそこの選挙を通じまして、無謀な侵略戦争を引き起し、さらにはわが國をこの敗戦のどん底に突き落しましたる軍國主義者、戦争責任者どもを、少くとも政治の面より一掃し、排除いたしめるとともに、今後再び徹底的にその政治的活動を禁遏する、そのうして民主主義を實現するために、この選挙を通じて、十分な努力を盡さなければならぬと思へるのであります。もしこの努力が足りないために、十分な成績をあげることができなかつたならば、世界の信用を取りもどすこともできず、またわが國の自主權を回復することの上に、どれだけ大きな障害を來すかわからぬと考へるのであります。

政府におきましても、この點を考へられまして、さきにいわれる公職追放令を改正し、その範圍を擴大強化せられたこと、從來は認められておりましたところの、いわゆる潜在的追放該當者一資格審査を受けないために該當者と烙印は押されていないけれども、もし審査を受けますならば、當然該當者になる者の政治的活動も、これを徹底的に排除する。あるいは追放者の三等親までも、その公職より追放するといふことが、追放令の擴大強化を行われたのであります。これは當然なことである。

しかるにかように追放令を擴大強化し、民主的肅正の誠意を示しているかのごとき態度をとつたところの政府自身の態度に對しまして、はなはだ遺憾な點があるのであります。それは何であるかと申しますならば、この選挙を通じて、國民に率先をし、みずから民主的肅正の範を示さなければならぬこの内閣の重要な關係のうちに、追放該當者が存在するのであります。すなわち關係の中でも、最も重要な地位を占めるところの木村司法大臣は、一月四日の追放令の擴大によりまして、明らかに追放該當者になつておるのであります。

すなわち木村司法大臣は、戰爭中東京の澁谷區の翼賛壯年團の團長の職にお勤めになつておつた。しかしして戰爭中、國民の先頭に立つた、國民をしてあの殘虐な戦争に驅り立てるべく、重大な役割を果されてきておる。この

木村司法大臣が、追放令によつてはつきり規定されない以前でさえも、けしからぬことであると考へるのであります。當の事實が明らかになつたにもかかわらず、依然としてその地位に留まつておるといふことは、木村司法大臣個人の問題ではなく、吉田總理大臣としても、實に民主的な誠意をわれわれは疑わざるを得ぬのであります。しかも今回、今申し上げましたように、まさに新憲法のための選挙が行われようとしておる。今回のこれらの選挙に對しましては、あるいは厳正公平にこれをば取締るとか、不偏不黨で取締るとか、いふような、從來のきまりきつた取締方針のみならず、今度のこの特別な重大な選挙にあたりまして、檢察當局としての最も重點をおかなければならない點は、申すまでもなく追放者あるいは潜在的な追放該當者の政治活動に對するところの取締りではないかと思つておられます。

しかるにこの重大な民主革命のための選挙に對するその取締りの検査當局の總元締はと申せば、言ひまでもなく木村司法大臣である。取締りの總元締が、追放該當者であるといふようなことで、どうして明朗に、その徹底的な取締りの實をあげることができ得るであらうか。(拍手) 檢察諸君といつても、これらの該當者の政治的活動をば取締るにあたりまして、みずからいたゞいておる司法大臣、首腦者が追放該當者である。かような首腦者を頭にしたゞきたら、何ら良心に矛盾を感じず、何ら良心のしがらみを感じずして、徹底的に職務に邁進するといふことが、斷じて不可能であらうか。

木村司法大臣が、追放令によつてはつきり規定されない以前でさえも、けしからぬことであると考へるのであります。當の事實が明らかになつたにもかかわらず、依然としてその地位に留まつておるといふことは、木村司法大臣個人の問題ではなく、吉田總理大臣としても、實に民主的な誠意をわれわれは疑わざるを得ぬのであります。しかも今回、今申し上げましたように、まさに新憲法のための選挙が行われようとしておる。今回のこれらの選挙に對しましては、あるいは厳正公平にこれをば取締るとか、不偏不黨で取締るとか、いふような、從來のきまりきつた取締方針のみならず、今度のこの特別な重大な選挙にあたりまして、檢察當局としての最も重點をおかなければならない點は、申すまでもなく追放者あるいは潜在的な追放該當者の政治活動に對するところの取締りではないかと思つておられます。

ると考へるのであります。

かような點から考へましても、速やかに木村司法大臣の退陣を、われわれは要求せざるを得ぬのであります。が、さらに初めに申し上げましたように、今度の選挙にあたりましては、世界が嚴重に監視をしておる。日本がボツダム宣言に對するところの、その誠意を披瀝し、徹底的にこの選挙を通じて民主化の實をあげんがためには、どうしても政府自身がみずから肅正の實を示さなければ、世界の信用を勝ち得ることはできない。世界の連合國の疑惑を招く。日本の民主主義に對する誠意を十分に認めてもらうことができないといふやうなことになるならば、すなわち日本の自主權回復の上に重大な障害となることは、申すまでもないと考へるのであります。

先だつての豫算分科會におきまして、この點を、總理大臣が出席されなかつたために、金森國務大臣にお尋ねしたのであります。金森國務大臣は、木村司法大臣の追放は、五月の二日まではやめなくても差支えないのであるといふお答えであつた。なるほど一月四日の追放令におきましては、さういふ除外令が設けられておる。しかし現在職務についておる者は、五月の三日まで、あるいは二日までやめなくてもよいといふのは、その地位を積極的に保護しておるものではないのであります。その人間が即日その地位を去ることが國務の上に重大な障害を來すといふやうな場合を慮つて設けられておる特例に過ぎぬのであります。しかもその地位が、至急にやめたたふために、はたして國務の上に非常に重大な障害を來すかと申しますならば、

今日の司法省内部におきましても、また民間の法曹界におきましても、司法大臣の後任の一人や二人を求めるところは、決して困難でないと思へます。(拍手)

さきに平塚前運輸大臣は、追放令擴大によつてみずから該當者であることと知るや、直ちに辭表を提出せられた。さうして先ごろの内閣改造を機會に、みずから辭職をばせられておるのであります。運輸大臣といふが、とき、事務的な職責の非常に多い地位であります。場合によれば多少同情をすることもできる。司法大臣といふが、ごとき地位にあり、またその仕事に特別な技能であるとか、あるいは技術を要する仕事ではないのであります。掛替えはいくらでもあります。この司法大臣を依然としてその地位に留まらしめ、しかもこの民主選挙の取締りの總元締の役を果さしめるといふことは、實に日本の民主革命を汚すものである。民主主義日本の新しい歴史の第一頁を汚すものであると言わざるを得ぬのであります。

私は、總理大臣は、かような點を深くお考へになりますならば、少くとも國會の選挙の以前におきまして、司法大臣の交迭を斷行される必要ありと考へるのであります。總理大臣の誠意ある御答辯を得たいと考へます。(拍手)

第二に、司法省内の司法權の獨立に關する問題についてお伺いしたいと考へます。司法大臣は、最近司法省人事課長河本喜與之君を突如休職處分に付したのであります。私は、これは明らかに司法權の獨立に加へられたる侵犯であり、さらにこれは裁判所構成法

實施以來六十年、かつて見ざる不祥事件であると信するのであります。

司法權の獨立は、あくまでこれを守らなければならぬと考へます。やがて政黨政治が發達してまいりますならば、一層このことは大切であると思ふのであります。さいわいにいたしまして、わが國の裁判所は、明治以來行政權、俗權に對しまして、よくその獨立を守り抜いてまいつたのであります。司法權の獨立を擁護するためには、裁判官の身分はあくまで保障せられなければならない。萬一にも裁判官の身分の保障が蹂躪せられるごときことになりましますならば、公正にして毅然たる裁判を期待するといふことがごときことは、斷じて不可能であります。

ゆゑに裁判官たる判事は、現行法のものとにおきましても、犯罪を犯して刑に處せられた場合でありますとか、あるいはその品位を害すべき行為ありとして懲戒追訴を求められまして、懲戒裁判に付せられた結果有罪と決定した場合は除いては、その地位を奪われることはないものであります。従つて在職中は、その意に反して轉官、轉所、停職等にされることはないものであります。

司法大臣は、申すまでもなく一個の行政官に過ぎない。ゆゑに司法大臣といへども、この判事の身分はあくまで尊重しなければなりません。また實際明治以來、歴代の司法大臣はこれを尊重してまいつておるのであります。いかなる官僚的な司法大臣といへども、未だかつてこの司法權の獨立、判事の身分を踏みこじつたといふ事例はないのであります。

しかるに今や近く新憲法が實施せられ、司法權の獨立と司法官の身分の保障は一層強化せられることになつております。この憲法の改正に參りしめた司法大臣が、これを知らないはずはあり得ないのであります。しかるにこの新憲法に基く民主的な裁判所の成立を目前に控へまして、司法大臣は、判事の地位を一時休止しておるに過ぎない河本君を、普通文官に對するごとく、突如として休職處分に付し、事實上その地位を奪うの暴舉を

あえてしたのであります。

司法大臣は言われるかもしれませぬ。司法省人事課長は、一個の行政官である。行政官を休職處分に付するのに、何の不可があるかと言われるかも知れない。これはまさに一個の形式論であり、詭辯と言はなければなりません。河本君は最初から判事として身を立てまして、東京民事地方裁判所の部長判事であつたのであります。岩田前司法大臣の懇望によつて、しばらく司法行政に參與することとなり、秘書課長となり、次で人事課長となつたのであります。人事課長あるいは秘書課長といふ行政官、これが河本君の終生の目的でないことは申すまでもない。すなわち判事たる地位を休止しておるだけでありまして、やがて再び裁判所に戻るべき人間であることは、自他ともに認めておるところであります。

かゝる事情のもとに一時司法行政に携わつておりますものは、當然司法官としての身分の保障を與へらるべきであります。また事實今日まで長年にわたります。裁判所構成法が實施されまして、

上への慣習法として、確實に守られてまいつたのであります。しかるに司法大臣は、長年のこの神聖な慣例を蹂躪したしたのであります。司法大臣にして、もし河本君に非違ありと認めますならば、現憲法のもとにおいて、新憲法の精神に鑑みまして、よろしく懲戒裁判を求めて、事理を明白にした上で、その進退を決すべきであると信じます。

しからば一體河本君に何か法律上の非違があつたのかと申しますならば、われらの調査によれば、何ら法律上の非違を認むることはできないのであります。しからば司法大臣をして、かゝる暴舉をなしてなごしむるに至つたはんとする原因は何であるかと考へます。近時司法部の人事は、はなはだ亂れておると言われております。司法部の民主化といふことは結構であります。が、これに便乗して、民間法曹等より多くの人をとる。これも結構であります。しかしその選擇標準に確たるものが無い。衆望の歸するところを、輿論の趨向を察してとるというのではない。たゞ親しい間柄だからと。同郷だからと。頼まれたからと。さういふのであります。これはまつたく朋黨的な人事でありまして、公の人事といふことはできない。非難の囂々たるは當然であると言わなければなりません。いわゆる司法省内の木村閣を云々せられるのも、決して無理からぬことであると思へます。

河本人事課長が、司法部の總意に反する大臣のかゝる人事に始終反對した結果、大臣の感情をはなだしく書しておられたと言われておりますが、

らに直接の原因として、河本君が、司法大臣が追放該當者であるというこ
とを外部に漏泄したという誤解であり
ます。河本君は、断じてさうなことを
を漏らした覚えはないと申しております
が、かりにあつたといつたとしても、
司法大臣が憲法年團の團長とい
うが、ごとき重要な地位にあつたとい
うことは、河本君が漏らすまでもなく、
あまりにも顯著な、天下周知の事實で
あるべきであります。河本君を恨むがご
ときは、まづたく筋違ひもまたはなは
だしいと言わなければなりません。

しかるに司法大臣はこれを根にもつ
て、河本君を左遷せんとしたのであり
ます。河本君がこれを拒絶いたしま
す。河本君が、さらに判事の身分を有する
文官分限令を發動いたしまして、休職
處分に付したのであります。おのが非
をお、わんがために、その部下を血祭
りにあげるといふがごときは、暴もま
た極まれりと申さなければなりません。

これは單に司法相の一人事誤長、一
判事の問題ではないと考へます。まづ
たく司法權の獨立に加えられたる一大
脅威であり、一大汚點であると信じま
す。私は、長い間の司法部の傳統を破
つて、前代未聞の暴擧をあえてし、神
聖なる司法權の獨立を干犯したる木村
司法大臣の責任を、強く糾弾せざるを
得ないのであります。司法大臣は、こ
の重大な責任を一體何とお考へになつ
ておるか。司法大臣はお見えになつて
おるようでありますから、司法大臣
から、責任のある御答辯を得たいと考
へます。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 辻井君にお答
えをいたします。閣僚の選任について
は、殊に慎重に各種の経歴その他につ
いて調査をした上でもつて任命をした
のであります。またこれは總理大臣の
責任において任命いたしましたのであり
ます。(拍手)また今日私としては、司法
大臣は必要なく、からざる地位にある
べきものとして、これを更迭せしむる
意思はないのであります。

また司法省の人事問題についてお話
があつたが、過般事務上の都合から人
事課長を更迭する必要がありまして、
河本人事課長を甲府地方裁判所に榮轉
せしむることにしたのであります。ま
が、同課長はこれを承諾いたさないた
めに、やむなく休職を命じたのであり
ます。これはお話の通り、司法省の一事
務官たる人事課長の更迭を斷行いたし
たのであつて、司法權の獨立を害する
ものでないといふのが、政府の見解で
あります。これは詭辯でないのであり
ます。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 辻井君の
御質疑に對してお答えいたします。私
は、河本君を休職處分に付したのは、
決して司法權の獨立を害したもので
はないといふことを斷言しては、かりま
せん。そも、河本君を休職處分に付
したのであります。懲戒處分にはあ
りません。懲戒處分には付した
らうかといふような御議論もありま
したが、先生の人格を重んじ、先生の名
譽を重んじて、さうの處置に出な
い。今總理の話があつたように、特に
甲府の地方裁判所に轉任を命じたので
あります。それを先生は肯んぜないか
ら、やむを得ず休職處分に付したので

あります。司法權の獨立とは、全然別
個の問題であると私、斷言いたします。

殊に河本君は、みづから進んで司法
省の一行政官に希望してはいつたの
であります。行政官に希望してはい
つた以上は、何ご事務の都合上でこ
れを他に轉任されるかわからないと
いうことは、承知の上であるのであり
ます。しかるにかゝらず、事務の都
合上他に、むむの榮轉であります甲
府の地方裁判所に轉任を命ぜられたこ
とを肯んぜない。これを承知しないの
を、いかに處理すべきであるか。斷じ
てさうなことは許さない。われ、
は多數の事務官とともに仕事をしてお
るのであります。その事務官を、
自分の都合によつて、他に榮轉なり轉
勤なりをすることについて承諾を得な
い。がために、その地位に鎖せしめら
れることであらば、事務といふものは
決して圓滑にいゝわけではないのであ
ります。われ、責任をもつて彼を
他に轉勤せしめようとしたのでありま
す。これを肯んぜなければ、やむを得
ず休職處分に付するのは、當然のこと
であると信ずるのであります。

しかししてまた辻井君は、司法省にお
いて木村閣とか何とか言ふ。これはも
つてのほかでありませぬ。私は在野法曹
を多數採用いたしました。しかし採用
するにあつたのは、各辯護士會にその
推薦を依頼してあるのであります。辯
護士會の推薦によつて、しかるべき人
を採用してあるのであります。自己の
任意において私は決して採用しておる
次第ではありませぬ。まづたく辻井君
の誤解であります。断じて申します。
私は一河本の人事について、司法權の
獨立を害したといふようなことは、断

じてないといふことを申し上げたいの
であります。さういふ心得ております。
○辻井君の助言 簡單でありますか
ら、自席から發言することを許し願
います。

○議長(山崎猛君) 許可いたします。

○辻井君の助言 總理大臣は、私の條
理を盡した質問に對しまして、にべも
なく、司法大臣を更迭する意思はない
と御答辯になりました。これは明らか
にまさに行われ、また行はれようとし
ております多くの選挙にあたりまし
て、この追放該當者をしてその選挙の
取締りを行わしめる。日本の民衆を侮
辱するものであると言わなければなら
ぬと存じます。またさらに世界に對しま
して、追放該當者であることが明らか
である者を、依然としてその職に止ま
らしめておるといふことは、いかに民
主主義に熱意をもたないか、誠意をも
たないかといふことをば暴露する結果
であるのであります。それでは日本が
世界の信用を取りもどし、自主權を回
復する上に、重大な障害となるもので
あらうと私は信じます。

また今木村司法大臣の御答辯があり
ましたが、總理大臣は、懲戒處分にも
附すべきであるけれども、一步を減じ
て休職處分にしたのであるといふよう
なお言葉であつた。もし懲戒處分に附
すべきほどの不都合がありましたら
らば、司法大臣が今お答えになりました
たように、甲府の裁判所の所長とい
ふような榮轉の辭令を、なせ出そうとさ
れたのであります。もしその轉任を
ば本人が承知しない場合に、それでは
事務に支障を來すといふのでありまし
たならば、本人が承知しなくても轉任
の辭令を出す、その辭令に従わないよ

うな場合にもし處分をせられるなら
ば、あるいはいたしかたがないかと考
へますけれども、さうでなしに、官吏
の身分を有する者が一時行政官の地位
になりましたも、從來から司法内部と
裁判所との間には、六十間の間人事の
交流が行われておつた。その間に未だ
かつてかような事例がないのでありま
す。その判事の身分なるものを、たゞ
普通の文官に對すると同じような處置
をとつたといふ例がない。それでこ
そ、木村閣といふやうなことはもつて
のほかであるとか、あるいは自分の行
動を合理化せられておるのであります
けれども、現に大審院の判事は、懲戒
以來、これが司法權の干犯であるかど
うかを徹底的に調査するといふやうな
ことを決議しておつた。現に裁判所側
と司法省とは相當な對立をし、また裁
判官の間には、大動搖を來しておるこ
とは隠れもない事實であります。この
多くの人の承知しておる事實を隠蔽し
て、まづたく詭辯としか考へられない
やうな答辯をせられておる。

こゝいう無謀な人事を行われるよう
な司法大臣が、相變らず吉田總理大臣
の庇護を受けて、その地位に止まつて
おるといふことは、さうした木村司法
大臣の横紙破りの辣腕を、今度の選挙
に大いに發揮させるためであるとい
ふように考へられても、私はやむを得な
いと考へます。(拍手)まだ選挙まで
は若干の日時があります。私は、總理
大臣並びに木村司法大臣のたいに反省
を求めまして、質問を打ち切りたいと考
へます。(拍手)

○編貫佐民君 日程第一は、後同し
にせられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一は後回しといたします。

日程第二、船舶公團法案の第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長中川重春君。

第二 船舶公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 船舶公團法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十四日

委員長 中川 重春

衆議院議長 山崎 猛殿

〔中川重春君登壇〕

○中川重春君 たいいま上程になりました船舶公團法案に關する特別委員會の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、船員法を改正する法律案に關する特別委員會に併託せられました。去る三月十八日より審議を開始し、前後三回にわたり、慎重なる審議を續けたのであります。

まず運輸大臣より、本法案の提案理由について詳細なる説明があり、講事に入り、次いで委員と政府との間に於いて、熱心なる質疑應答が續けられたのであります。

その概要を申し上げますれば、まず第一に、本法案によつて特にこの際船舶公團を設立する理由について質疑が

ありましたが、政府委員より、現在のいわゆる續行船建造に關する業務を取扱つてゐる産業設備營團が先般閉鎖せられ、續行船の竣工が著しく遅延したために、續行船の竣工が著しく遅延したため、速やかにこれに代るべき新機關を設立する必要があること、並びにわが國の船腹が激減し、かつ残存船舶もまた不良船が多く、今日の輸送事情よりみましても、これを放置することを許されないで、かゝる特殊機關を設けて、輸送力の増強をはかることが緊要であるとの答辯があつたのであります。

次に船舶公團の組織については、役員及び職員を官吏または政府職員とする點について質問があり、官僚的運営に墮すのおそれある點を指摘せられたのであります。これに對しては、政府委員より、役員員の任命については、官といわず民といわず、廣く適材を適所に起用する方針であり、民間の知識経験は十分これを尊重する旨の答辯があつたのであります。

また船舶公團の事業につきましても、その範圍並びに具體的内容について、熱心なる質疑がありました。これに對し政府委員より、詳細なる數字的説明があつたのであります。

その他船舶公團が取扱うべき船舶の建造等の業務と、船舶賠償との關連、今後の海運統制の基本方針並びに船舶公團の監督に關する問題等につきましても、質疑應答が繰返されたのであります。詳細につきましても、速記録についてごらん願ひたいのであります。

以上をもつて質疑を終了いたしました。討論に入り、船舶公團の業務の

營については、賠償問題との關連を十分に考慮すること、並びに役員員に用するとの二點につきましても、特に要望があつた後、採決に入り、全會一致本案を可決いたしました。この段階報告申し上げます。(拍手)

〔高倉輝君登壇〕

○議長(山崎猛君) 討論の通告がありまして、これを許します。高倉輝君。

明治十年に西南の役が起りました際に、政府はそのとき手持の汽船全部をあげまして、この西南戦争を鎮めるための兵隊の輸送に當てましたが、そのときにこれを任せられたのが當時の三菱であります。これによつて西南戦争は鎮壓されましたが、その西南戦争の終りました後で、そのとき三菱が取扱つておりましたところの政府の船は、これは一體三菱へ貸し與えられたのか、これに渡したのか、あるいは賣渡したのか、少しはその事實が明らかでないうちに、これは當時の岩崎の手に移つてしまひました。これを基礎といたしまして、この岩崎が後の財閥三

菱として大發展をする基礎がおかれたのであります。このことがありませんでしたならば、後に岩崎が大三菱として發展する基礎はおかれなかつたはずでありますから、從つて今日こゝにおられます幣原國務大臣も、三菱の婿となつておられることは、おそれなく實現はしなかつたであらうです。(拍手)

つまり財閥と官僚との結びつきを基礎といたしまして、日本の産業が不自

然なる運営をされるようになり、それを基礎としまして、後の軍國主義が發展する大きな基礎を得たのであります。それが後に最も大きく現われました事件が、あの山本權兵衛内閣のときのシーメンス事件でありまして、軍部はもとより官僚の當時の中心でありましたから、官僚と財閥とによる日本の産業をゆがめた最も極端な實例がこゝに現われております。こういう工合に官僚と財閥との汚い結びつきの上に日本民族全體がこの不幸の底に沈まなければならぬ原因があつたわけでありまして。

それではどうしてこういう不幸が生じたかと申しますと、一口に申しますと、日本の産業が民主化されていなかつたからである。民主化されなかつたことは、どういふところに現われておるかとお申しますと、實際に海運業を支配しております従業員が、この運営に發言權をもち、これに参加する途が完全になされておつたということでありまして。それが日本の産業全體の一つの特色でありましたが、この海運業の上にもはつきり現われております。

つまり産業の民主化が行われなかつたことが、今度こゝに提出されました法案の上にもそのまゝ現われておる。何となれば、この法律によりまして、これはすべて事實上官僚の支配のもとに置かれるようになっております。先ほど委員長の御報告にもありました通り、既に委員會において、これは官僚の力を強くする結果になりはしないかという疑問が既に出ておる。その通りであります。この法律を通じま

して、官僚と財閥との再び新しい結びつきをつくる危険を、十分この法律の中にもつておるわけでありまして。つまりかつてこれまでの日本の産業に行われなかつた産業の民主化が、やはりこの法案によつて固く阻まれる基礎をもつております。

そういう法案が行われますと、これはこの法案を出します理由として、政府が述べております海運業の復興ということは、とうていあり得ない。海運業を眞に復興するためには、海運業に實際に支えております従業員、心からなる協力を求めなければならぬ。ところが、この従業員の運営に關する發言の途を完全に止めておきながら、この協力を求めることは絶対にできない。つまり海運業そのものの民主化を、この法案が阻むところの重大なる要素をもつておるからであります。

そういう意味から申しまして、私も日本共産黨は、この法案に對して反對せざるを得ないものであります。(拍手)

○議長(山崎猛君) これにて討論は終局いたしました。本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○綿貫佐民君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め
ます。よつて直ちに本案の第二讀會を
開き、議案全部を議題といたします。

船舶公團法案 第二讀會(確定議)
○議長(山崎猛君) 別に御發議もあり
ません。第三讀會を省略して、委員長
報告通り可決確定いたしました。(拍
手)

日程第三及び第四は、同一委員に付
託したる議案でありますから、一括議
題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め
ます。日程第三、財政法案、日程第
四、會計法を改正する法律案、右兩案
を一括して、第二讀會の續を開きま
す。委員長の報告を求めます。委員長
高橋泰雄君。

第三 財政法案(政府提出)

第二讀會の續(委員長報告)

第四 會計法を改正する法律案

(政府提出)

第三讀會の續(委員長報告)

報告書

一 財政法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十四日

委員長 高橋 泰雄

衆議院議長山崎 猛殿

報告書

一 會計法を改正する法律案(政
府提出)

右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十四日

委員長 高橋 泰雄

衆議院議長山崎 猛殿

○高橋泰雄君 たいいま議題となりま
した財政法案並びに會計法を改正する
法律案につきまして、委員會におけ
る審議の経過並びに結果を簡単に御報
告いたしたいと存じます。

財政法案は、御承知のように財政の
基礎的事項を規律したものでありま
す。詳細は過般の政府の提案の理由に
よつて御承知の通りであります。従
來國の豫算その他財政に關する制度に
つきましては、現行憲法のほか、會計
法、會計規則等の諸法令によりまし
て、處理せられてまゝつたのでありま
すが、新憲法の制定に伴ひまして、各
種の國家機關に關する制度が、根本的
に變つてまいりますとともに、諸制度
の民主化が要望せらるゝこととなりま
して、従つて財政處理の法則につきま
しても、基本的な改革を行う必要が生
じてまいつたのであります。この必要
によりまして、財政に關する基本的事
項を規律いたしますために、財政法を
制定することとなつたのでありまし
て、またこれと牽連いたしました、現
在の會計法を改正することと相なつた
のであります。内容につきましては、こ
こに説明をいたすことを省略するこ
とのお許しを得たいと存じます。

委員會におきましては、去る十九日
から本月の二十二日まで、前後三回に
わたりまして會議を開きまして、委員
各位から熱心にして、しかも有益なる
御質疑があつたのであります。その詳
細は速記録にこれを譲りますが、こゝ
におもなるもの二、三について御紹介

いたしたいと存じます。
〔議長退席、副議長着席〕
第一に、日本の豫算には特別會計が
多いため、豫算が非常に見にくく、
かつわかりにくいことが多いのである
が、政府はこれを減らしていく考えは
ないか。こういう質疑に對しまして、
特別會計が多いということは、政府の
會計がいくつにもわかれ、しかもわか
りにくくなるので、政府としては特別
會計の数を減らすことに最善の努力を
拂つておるのであるが、むやみに特別
會計をやめてしまふことは不可能のこ
とであり、かつ今後どうしても國家企
業が起つてくるのであるから、國家企
業を一般會計と一語にすることは會計
の性質に合わない、一般會計は消費經
濟で、しかも収入は租稅收入であり、
性質が全然違ふために、これは一本に
しても意味がないのであつて、こうい
う場合には、これを區分して經理した
方が實益があるのである、要するに今
後の方針としては、一般會計から分離
して經理した方が、國家的見地から見
てよいというような場合には、特別會
計を認めていく方針であるとの答辯が
あつたのであります。

第二に、本法案には豫算不成立の場
合に關する規定がないのであるが、豫
算不成立の場合にいかなる措置が講ぜ
られることになるかとの質問に對しま
して政府は、現行憲法においては、そ
の七十一條において豫算不成立に備へ
る規定があるが、新憲法にはこれが削
除せられておる。この問題は、改正に
あたつていろいろ問題になり、理論
的には豫算が成立しない場合が起り得
るので、これに對する何かの規定を設

けておいた方がよいではないかという
見方もあつたのであるが、また半面か
ら言つて、豫算不成立の場合に何か他
の方法でこれをやつていけるといふこ
とにいたしますと、そういう非常に備
える規定がかつて常道化したしまし
て、民主的でない政治の運用を生じさ
せる機會を與えるおそれがあります
ので、この場合には、いろいろ方法を
もつて不成立になる場合を極力減らし
て、どうしても理論的に不成立になり
得るといふ場合の事柄は設けないでお
いて、そのときは高度の政治的な常識
を考へ方をもつて解決していくといふ
うにすべきではないかという答辯があ
つたのであります。

それから最後に、委員長から政府に
對しまして、財政法三十一條第二項及
び財政法第三十五條と國會法第三十二
條との關係におきまして、二、三の質
疑を試みまして、政府の答辯を求めた
のであります。すなわち第一は、國會
豫備金は、國會法によつて、獨立せる
國會の經費の中に計上せられることに
なつており、かつ國會豫備金を使用す
るには、議院がその適當と認めるとき
に使用することが建前であり、従つて
あらかじめ目及び節を設けるというこ
とは不可能のことであつて、また議院
がその使用を決定した際に、一々これ
を大藏省に通知して目及び節を設ける
ということは、國會法の精神に反する
のみならず、國會豫備金の性質に反す
ると思われ、政府はいかに運用する
つもりであるか。第二に、國會豫備
金を各議院に配賦するにあつて、
その使用を一任すべきものと思つがい
かん。第三もしその解釋運用によつ

て、國會豫備金にも節及び目を區分し
て配賦せねばならぬとすれば、條文に
但書を加へ「但し國會豫備金につい
てはこの限りでない。」という修正を加
えるほかにないと思つが、政府の所見
はどうか。第四、財政法第三十五條に
いわれる豫備費というものは、憲法上
の豫備費であつて、内閣の責任におい
て支出するものであり、國會豫備金と
は全然別個のものと思つが、政府の所
見はどうか。

かような質疑に對しまして、政府の
答辯は次の通りであります。國會豫備
金は豫備經費であつて、これを何に使
うかわからぬ金でありますので、これ
を目及び節にわけ出すといふことは
不可能のことであると思つ。また豫備
金の使用にあたりまして、これは國會
の中に特殊な委員會ができて、その委
員會が金の使用について慎重なる態度
をもつてやることとなるのであつて、
むしろ議會の自由なる意思によるべき
ものであると思つ。たゞ問題は、具體
的に金を出す場合には、小切手を切る
こととなるのであるが、小切手は日本
銀行がこれを拂うのであつて、その時
に金の使用の目的がわからぬと、金の
支拂ができないといふことになるので
あるから、技術的に申すならば、結局
何に金が使われるかといふことがわか
つたときに目及び節を附けることにな
るといふ政府の答辯であつたのであり
ます。

大體以上をもちまして質疑を終りま
して、財政法案並びに會計法を改正す
る法律案を一括議題として討論に付し
ましたところ、日本自由黨を代表して
杉田一郎君、日本進歩黨を代表して小
野瀬忠兵衛君、國民協同黨を代表して

伊藤幸太郎君より、各黨を代表してそれぞれ原案賛成の意見を述べられたのであります。次に日本社會黨の川島金次君から、財政法案第三條第二項について、左のごとき修正の意見が提出されたのであります。こゝに川島君の修正意見を朗讀いたします。なお第一項に定めたるものほか、特に重要な生活必需品及び重要基礎産業物資の價格についても國會の議決に基いて定めなければならぬ。よつてまず社會黨川島君より提出せられたる財政法案第三條第二項の修正案につきまして採決いたしましたところ、この修正案は少数にて否決されました。次いで原案について採決いたしました結果、原案は原案の通り全會一致をもつて可決いたしました次第であります。

以上、簡單ながら委員會の審査の経過並びに結果を御報告いたします。(拍手)

○副議長(井上知治君) 兩案中、財政法案に對しては、川島金次君より正規により修正案が提出せられております。修正案の趣旨説明は、第二讀會においてこれを許すことといたします。兩案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて兩案の第二讀會を開くに決しました。

○綿貫佐民君 直ちに兩案の第二讀會を開かれんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと

認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。この際修正案の趣旨説明を許します。川島金次君。

財政法案 第二讀會(確定議)
會計法を改正する法律案 第二讀會(確定議)

財政法案(政府提出)に對する修正案(川島金次君提出)

財政法案の一部を次のように修正する。
第三條第一項の次に次の一項を加える。

なお第一項に定めるものの外、特に重要な生活必需品及び重要基礎産業物資の價格についても、國會の議決に基いてこれを定めなければならぬ。

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 私は日本社會黨を代表いたしました。たゞいま上程になりましたる財政法案並びに會計法改正案のうち、財政法案に對する一部の修正案を提出し、それに對する趣旨の説明を試みたいと思つてあります。

この財政法案は、たゞいま委員長からも報告がありました。ごとく、新憲法の制定に伴い、國の豫算その他財政に關する基本的事項を規律するため、財政法を定める必要があるといつて、この財政法案が提出されたのであります。従つてこの財政法は、その内容とするところは、新憲法に基いて従來の政府の財政政策に對する基本的な規律を求めたものであり、従つて私はこの財政法案といふものは、財政的憲法にもひとしいものである、かように考へ

まして、きわめて重要な一法案と確信いたします次第であります。

たゞ問題は、この財政法案を一瞥いたしますと、私どもの従來の立場から申しまして、吉田内閣や石橋さんに、こゝういふ財政法案が、どこをたゞいたならばできるのだらうといふような疑いを感じるのであります。

一例をあげますと、この財政法案の申上り盛上げてありますところの問題は、従來國の事業でありました逓信料金、あるいは國鐵料金、あるいは専賣品等の價格についても、概ね御承知のごとく、一官僚のその時の御都合、あるいは財政の都合などに基いて、政府もしくは閣議が勝手にきめてまいつてきたのであります。ところがこの財政法によりまして、今後は必ず法律もしくは國會の議決に基かなければ、たゞい煙草一箱の値段も増額することはまかりならぬ、こゝういふことが定められました。さらにまた國の歳入というものは、公債または借入金以外ならぬ、こゝういふことが定められました。さらにまた公債の發行については、日本銀行にこれを引受けさせ、また借入金の借入については、日本銀行にこれを借入れてはならない、こゝういふ規定が挿入されました。さらにまた第二十八條におきましては、政府の定めたる豫算案を上程する場合には、それに附随するところの各般の詳細な参考書類を添附しなければならぬ。こゝういふことが定められました。さらにまた豫算案には必ず前年度の十二月中に上程の運びにならなければならない、こゝういふことが原則的に定められました。

こゝういふことを一々枚舉いたしてまいりますと、従來の吉田内閣、殊に財政の衝に當つておられる石橋さんのやり方に鑑みますと、概ね逆なことをこゝに決定されたという結果になりました。これを私はまことに卑近な例にたとえて恐縮であります。石橋さんの従來の財政政策といふものは、この財政法にはおよそ似ても似つかない。その場限り、無計畫、放漫、手放しの計畫で遂行されてきたような感が深いのであります。こゝういふことは、まことにほんとうの國の財政とは申し上げられない。今まではわれわれがやつてきたことは、まことに國民に對して申すに、それで今後の石橋財政といふものは、この財政法に基いてやることにいたします。今までのことはまことに申すなかつた、これからは心を改めまして、この財政法に基いて財政計畫を立てますといふことに、否應なしになつてきたといふことは、まことに何たる皮肉ぞやと私は申し上げざるを得ないのである。これをもちつと卑近に申しますれば、今までは放漫な、勝手次第な財政計畫をやつてきた。いわば道樂息子と同様な形をやつてきた。それをこの憲法の實施にあつて、心から悔い改めて、いわゆる悔悟の涙をしぼつて、親もとに歸つて詫言文を出すよゝうな形になつておる。この詫言文を書かざるを得ることになつたことは、むしろ國民にとつても、われわれ社會黨にとつても、まことに喜ぶべきことである。

その修正案の内容をいたしますところは、たゞいま委員長からも御報告がございましたが、この第三條にあるところの「租税を除く外、國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事實上の獨占に關する事業における専賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならぬ。」この一項目のほかに、第二項をいたしまして、わが黨といたしましては、なお第一項に定め

ますもののほか、重要な生活必需品及び重要な基礎産業物資の價格についても國會の議決に基いてこれを定めなければならぬ。これがわれわれの修正の要旨とするところでありま

す。諸君も既に同感と思つてあります。が、日本の現状からいたしまして、われわれの生活に密接不可分の關係のある重要食料品、殊にその中の米麥等の物資、あるいは石炭、肥料、あるいは電力、鐵鋼等のごとき國民經濟の基礎をなす重要な物資の生産並びに價格、配給等のごときは、今や日本の現段階に於いて將來當分の間は、強力なる國家統制を遂行していかなければ、日本の國民經濟生活は成り立たぬであらうといふことは、おそろしく諸君も御同感であらうと私は思ふ。(拍手)しかもそのよゝうな重要なところの物資の價格に

○副議長(井上知治君) 靜肅に。

○川島金次君(續) 従つて喜ぶべきこと

ついで、その時の財政の都合とは言え、あるいは経済事情とは申せ、一片の官儀が机の上において決定し、もしくは政府が一片の机の上において價格を決定するといふことは、いわんや、この第三條に、タバコの値段すらも、今後においてはこの國會の議決に基いてでなければ、絶対に一錢の値上げもできないといふことになつたのが、財政法の重大なる根本精神であります。

いわんや、われわれ國民生活に重大なる關係があり、わが日本の經濟機構の骨格の上にも、こゝまた重大なる關係のある食糧物資、重要生産基礎資材の價格が、たゞいま申し上げたごとくに、一片の官儀の机の上において、一片の政府の机の上において決定されるという事は、まことに不合理千萬と言わなければならぬのであつて、(拍手)これら重要な價格については、よろしく國民輿論の府であり、労働者、消費者、生産者、あるいは配給業者の一切の希望と輿論を代表しておられますところの國會において決定することこそが、私は價格政策の最も民主的な方法でなければならぬといふことを強く主張するのであります。(拍手)

これに對して、おそらく自由黨の諸君、もしくは自由黨の主張に對して共鳴をいたしておられます一部の諸君におかれましては、米麥等の主食糧、あるいは生産の基礎資材等のごときについては、やがて日本はこの窮乏の底から立ち直つて、生産が多量にできて、價格も自由になるであらう、あるいはまた配給等のごときも、今の統制を撤廃すべきであるから、そつういふことを挿入することは不必要であらうといふように入する意見が、定めし出ると思つてあ

ります。しかしながら今の日本の現段階においては、そのようなことは断じて單なる机上の希望的観測に過ぎないであらうといふことを私は確信をいたすのであります。(拍手)

その證據には、先づ連合軍の民政部代表が強調いたしましたところの、新聞に報道された選挙対策の一文よりましても、こゝにいふことが書いてあります。すなわち主食の強制集荷、物價統制、配給制などの撤廃を約束することのできるであらうか。もしそつういふやうなことを選挙に約束して歩くやうな候補者がかりにあつたとすれば、その知らざる者、日本の國民生活を知らざる者であるから、よろしく投票を差控えるべきであるといふことが、この聲明にもうたわれておるのである。

さらにもう一つは、たま／＼本朝の新聞紙上にも報道せられました、元帥の吉田首相への書簡の中においても、これまたいかに自由黨の諸君が、生産價格、配給等に夢のような自由主義を唯一の看板として振りかざしておられます、この元帥の吉田首相に對する書簡の中にも、これまた絶対否定的なことが書いてあることを、自由黨の諸君は肝に銘じてこの際考えておくべきであらうと私は思うのであります。(拍手)

その一つは、貴金及び價格を確固たる統制の下におき、必需品につき厳格な配給計画を策定維持することにも、適正配給を確保することは、日本政府の責任である、こゝで書いてある。この一文をもつていたしまして、今後當分の間、日本の生産、日本の國民生活の重要な物資、これらのごとき

ものは、あくまでも強力なる統制經濟のもとに推し進めていかなければ、日本の主観的な條件も許さぬし、日本の世界的におかれた客観的な條件も断じて許されぬといふのが、日本の現状であるのであります。(拍手)

このよつたことを根據といたしまして、

〔發言する者多し〕

○副議長(井上知治君) 靜肅に。

○川島金次君(櫻) われ／＼といたし進んでは、すべからず國民生活に密接な關係のあるところの主要食糧、殊に米麥等のごとき物資、あるいはその他、日本經濟の再建の基盤をなすところの、すなわち重要な物資、たとえば石炭、肥料、鐵鋼、あるいは電力、あるいはその他重要なところの物資につきましても、併せて繰返し申し上げまして、わが黨が提案いたしましたこの第三條に對するところの追加一項を加えるべく、修正案の趣旨の辯明とする次第であります。(拍手)

この意味におきまして、おそらく自由黨の諸君あるいはその他の方々は、この事柄にきよは反對するであります。よしが、この事柄を私は断言しておきますが、好むと好まざるにかゝらず、やがてはこれを議會できめなければならぬといふ國民的な輿論が

起り、また主観的、客観的な體勢が、そこに密着するであらうといふことを、私は繰返し申し上げまして、どうぞ今からでも決して早くはないのでありますから、この物が黨が提案いたしました修正案に、満場一致賛成せられたい。

今や農民の諸君でさえも、みずから耕した米や麥の價格が、政府の官儀の手によつて決定されることはけしからぬ、すべからずわれわれ農村の耕しておる耕作者もこれに加えて價格を決定することが至當ではないかといふ輿論さえも、今日起きおるのであります。これは農民諸君として當然な輿論であり、當然な希望であると私は思うのであります。これは單なる一例であります。あまねく生産業者がそのような考えをもつておられるといふことを、併せて繰返し申し上げまして、わが黨が提案いたしましたこの第三條に對するところの追加一項を加えるべく、修正案の趣旨の辯明とする次第であります。(拍手)

○副議長(井上知治君) これより採決に入ります。まず財政法案につき採決いたします。本案に對する川島金次君提出の修正案につき採決いたします。川島金次君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(井上知治君) 起立少數。よつて修正案は否決せられました。次に本案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(井上知治君) 起立多數。本案は賛成の諸君の起立を求めます。

案は屢案の通り可決いたしました。次に會計法を改正する法案につき採決いたします。本案は満場一致決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り決しました。(拍手) これにて兩案の第二讀會は終了いたしました。

○總貴佐民君 兩案の第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて兩案とも第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決確定いたしました。(拍手)

付託したる議案でありますから、一括議團となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて日程第五、石油配給公團法案、日程第六、配炭公團法案、日程第七、産業復興公團法案、日程第八、貿易公團法案、日程第九、價格調整公團法案、右五案を一括して第一讀會の讀を開きます。委員長の報告を求めます。委員長岡部得三君。

第五 石油配給公團法案(政府提出)

第六 配炭公團法案(政府提出)

第七 産業復興公團法案(政府提出)

出) 第一讀會の續(委員長報告)

出) 第一讀會の續(委員長報告)

第八 貿易公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第九 價格調整公團法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

一 石油配給公團法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十七日

委員長 岡部 得三

衆議院議長 山崎 猛殿

附帯決議

一、石油配給公團の業務運営の根本方針は、運営委員会に諮つて總裁が之を決定すること。

運営委員会は、関係各方面の代表者を以て構成すること。

報告書

一 配炭公團法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十七日

委員長 岡部 得三

衆議院議長 山崎 猛殿

附帯決議

一、石炭、コークス、亜炭の特殊性に鑑み、その配給業務については、速かに業界の経験者を廣く活用し、單純なる官僚統制より一歩を進めて、本法運営の妙を發揮し、生産と配給の円滑を図るため、万全の機構を確立せむことを要する。

一、配炭公團の業務運営の根本方針は、運営委員会に諮つて總裁がこれを決定すること。

運営委員会は、関係各方面の代表

者を以て構成すること。

報告書

一 産業復興公團法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十七日

委員長 岡部 得三

衆議院議長 山崎 猛殿

附帯決議

一、産業復興公團の業務運営の根本方針は、運営委員会に諮つて總裁が之を決定すること。

運営委員会は、関係各方面の代表者を以て構成すること。

報告書

一 貿易公團法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十七日

委員長 岡部 得三

衆議院議長 山崎 猛殿

附帯決議

一、價格調整公團法案(政府提出)右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十七日

委員長 岡部 得三

衆議院議長 山崎 猛殿

〇岡部得三君 たいま議題となりました石油配給公團法案ほか四件の公團關係法案に關する委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月二十二日、二十四日、二十五日、二十六日及び二十七日

の五日間にわたり開催せられ、まず商工大臣及び物價廳次長より、石油配給公團、配炭公團、産業復興公團、貿易公團並びに價格調整公團の各法律案に關する提案理由及び要旨の説明が詳細にわたつてなされました。續いて質疑に入り、各委員と商工、大藏、運輸各大臣初め政府委員との間に、きわめて質懇熱心な質問並びに應答が行われたのであります。

(副議長退席、議長着席)

以下、その重要なものについて要旨を御報告いたしますと、委員より、公團は官統統制の弊を避けがたいと思はれるが、何ゆゑにかゝる機構をとるに至つたかとの趣旨の質問があり、これに對して政府側からは、今後の經濟施策の基本が、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律案に盛られる公正な自由競争にあり、從つて民間の團體による統制方式は、これをとることが不適當になつたので、需給の極度に逼迫しており、買統統制を過渡的に必要とする物資については、政府またはこれに代るべき政府機關のごときものが、政府の責任のもとに統制を行う必要があること、他方政府直接の專賣方式をとると、豫算や資金の拘束を受けて、圓滑なる業務の運営が困難であるために、従來の營團方式と官廳組織との中間に位する公團の形式を、現状では最も適當と考ふる旨の答辯がありました。

委員よりは、さらに官僚的弊害を豫防すべき政府の具體的措施に關して、詳細の質問がなされましたが、政府側ではこれに對し、中央及び地方に配給の適正並びに官僚化防止のために委員

會を設置すべく考慮中であること、公團の役員は、大部分當該事務に經驗のある民間人ももつてこれにあつて、たとい官吏その他の政府職員に任用しても、極力民間經營に劣らぬ、ビジネスライクな能率的運営に努める旨の答辯がありました。

その他公團の役員は、當該公團の取扱物資に利害關係のある他の職業と兼務を許さぬとするのは、人材を得がたいことになるおそれありとの質問に對しまして、これは配給の適正を期するための規定であつて、この趣旨が達成できる限度において本規定を運用していきたい旨の答辯があり、また公團の存立期間は、臨時物資供給調整法の有効期間と同じく、一應明二十三年四月一日までであるが、延長されるか否かとの質問に對しまして、その際の經濟情勢によつて考慮されるべき旨の答辯がありました。

また公團の人事は、關係方面の代表者をもつて組織する委員会において候補者を選考する意思がないかとの質問に對しまして、人事に關しましては、特別の委員会を設けないが、廣く各方面の意見を徴して、現下の事情のもとにおいて、最適當者を總裁、副總裁に定め、これと相談して、廣く適材を役員に任命したい意向である旨を、政府當局の見解として表明せられました。

次に、公團の經理に關しまして、公團の役員が、生産者や消費者の意向を尊重せず、公團自體の利益を追求する弊はないかという質問に對しまして、政府側から、公團の取扱う物資の販賣價格及び手数料は、政府がこれを定め、收支は嚴に國家がこれを

を監督し、餘剰金を生じた場合には、これを國庫に納入せしめる等の措置が講ぜられておるから、かゝるおそれのない旨の回答がありました。

さらに配炭公團に關しまして、坑木その他石炭資材不足の對策、炭礦金融の問題、炭礦國家管理に關する政府の方針等についても、それらに質疑應答があり、特に亜炭の統制については、地方の家産燃料用亜炭の配給並びに炭事業一般の助成方策、特に石炭鑛業なみに亜炭を取扱うこと等について、政府の善處を要する旨の發言に對し、政府よりその趣旨に對して考慮する旨の回答がありました。

また配炭公團は、消費者直賣制度をとつておるが、指定販賣人制度を設けずることが適當ではないかとの質疑に對し、政府側より、現在のごとき少量の配給の場合においては、むしろ現在の消費者への直賣制度をとる方が適當であると考へておるが、取扱量の増加に伴い、指定販賣人制度設置についても、眞摯に研究を進めたいと考へておる旨の回答がありました。

なお貿易公團に關連して、貿易公團設立の意義及びその能率的運営並びに將來の貿易形態について、輸出計畫、特に見返り物資の見透しについて、また輸入物資の價格の問題等についての質疑があり、これに對して政府側よりそれらにの答辯がありました。

また産業復興公團に關しましては、その資金計畫に關連いたしました、政府側から、同公團の明年度の運営資金は、緊急産業及び輸出産業を中心とする中小産業の設備の建設、隠退藏物資の買取り等に要する資金として、推定年間約百億圓に達する見込みである旨の

説明がありました。

なお石油配給公團に關しまして、石油類が將來自由輸入される場合に於いて、國內業者はいかになるか、石油類の國內生産増強方策はいかに、農業會、水産會等の石油類取扱に關する措置等について、質疑應答がなされたが、特に農業會、水産會の石油類取扱に關しましては、從來のいきさつに鑑み、會員たる需要者の委託による共同購入を認めるということになると思うが、關係方面と協議の上善處したいという答辯がありました。

以上の質疑に續きまして討論に移り、木村委員より、自由黨を代表してこの五法案に賛成し、たゞ配炭公團法案に對しましては、次のような附帶決議を付して賛成なる旨の表明がありました。小野瀬委員より、進歩黨を代表して、石油配給公團、配炭公團及び産業復興公團の三法案に對し、次に述べる附帶決議を付して、この五法案に賛成の意を表明されました。次に松本委員より、社會黨を代表して、石油配給公團、配炭公團及び産業復興公團の三法案に對し、運営委員會及び監査委員會を設置する旨の規定を入れるよう修正意見が述べられたのであります。竹山委員より、國民協同黨を代表して、この五法案に全面的に反對なる旨の表明がありました。

木村委員提出の附帶決議の内容は、配炭公團については、一、石炭、コークス、亞炭の特異性に鑑み、その配給業務については、速かに業界の經驗者を廣く活用し、單純なる官僚統制より一步を進めて、本法運営の妙を發揮し、生産と配給の圓滑を圖るため、萬全の機構を確

立せむことを要望する。

この五法案に對しては、速記録によつて御承知願ひます。以上をもつて私の報告を終ります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 五案中、日程第五乃至第七の三案に對しては、松本七郎君ほか三名より、成規により、それら修正案が提出されております。討論は便宜上第二讀會において、修正案の趣旨辯明を聴きたる上これをなすことといたします。五案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて五案の第二讀會を開くに決しました。

○綿貫佐民君 直ちに五案の第二讀會を開かれんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

石油配給公團法案 第二讀會(確定議)

配炭公團法案 第二讀會(確定議)

貿易公團法案 第二讀會(確定議)

價格調整公團法案 第二讀會(確定議)

石油配給公團法案(政府提出)に對する修正案(松本七郎君外三名提出)

石油配給公團法案の一部を次のよりに修正する。

第十七條第一項の次に次の三項を加える。

石油配給公團の業務運営の根本方針は、運営委員會に諮つて總裁が決定する。

運営委員會は石油の生産業及び消費産業並びに輸送業の各勞資代表、一般消費者代表、新配給機關の役員並びに従業員組合代表及び學識經驗者を以つて構成する。

總裁はその權限の範圍内に於て速かに適當な措置を講じなければならぬ。

配炭公團法案(政府提出)に對する修正案(松本七郎君外三名提出)

配炭公團法案の一部を次のよりに修正する。

第十八條第二項の次に次の三項を加える。

配炭公團の業務運営の根本方針は、運営委員會に諮つて總裁が決定する。

運営委員會は石炭及びコークス並びに指定亞炭の生産業及び消費産業並びに輸送業の各勞資代表、一般消費者代表、新配給機關の役員並びに従業員組合代表及び學識經驗者を以つて構成する。

産業復興公團法案の一部を次のよりに修正する。

第十八條第三項の次に次の三項を加える。

産業復興公團の業務運営の根本方針は、運営委員會に諮つて總裁が決定する。

運営委員會は、關係産業の各勞資代表、産業復興公團の役員並びに従業員組合代表及び學識經驗者を以て構成する。

復興監査委員會は、監査の結果に基き、産業復興公團の運営に關し必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁はその權限の範圍内に於いて、速かに適當な措置を講じなければならぬ。

配給監査委員會は、監査の結果に基き、配炭公團の運営に關し必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁はその權限の範圍内に於いて、速かに適當な措置を講じなければならぬ。

石油配給公團法案(政府提出)に對する修正案(松本七郎君外三名提出)

石油配給公團法案の一部を次のよりに修正する。

第二十一條第五項の次に次の三項を加える。

産業復興公團の業務は、復興監査委員會が常時これを監査する。復興監査委員會は、關係産業の勞資代表及び學識經驗者を以て構成する。

復興監査委員會は、監査の結果に基き、産業復興公團の運営に關し必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁は、その權限の範圍内に於て、速かに適當な措置を講じなければならぬ。

〔松本七郎君登壇〕
○松本七郎君 私は日本社會黨を代表いたしました。たいま議題となりました法案中、石油配給公團法案、配炭公團法案及び産業復興公團法案に對する社會黨提出の修正案につき、その趣旨を簡單に辯明いたしました。御賛成を求めんとするものであります。まづ修正案を朗讀いたします。

第十七條第一項の次に次の三項を加える。

石油配給公團の業務運営の根本方針は運営委員会に諮つて總裁が決定する。

運営委員会は石油の生産業及び消費業並びに輸送業の各務代表、一般消費者代表、新配給機關の役員並びに従業員組合代表及び學識経験者を以て構成する。

運営委員会の決定事項は、これを公表しなければならない。

第二十五條第五項の次に次の二項を加える。

石油配給公團の業務は配給監査委員が常時これを監査する。配給監査委員は消費業、輸送業の各務代表、一般消費者代表及び學識経験者を以て構成する。

配給監査委員は監査の結果に基づき、石油配給公團の運営に關し、必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁はその權限の範圍内に於て速かに適當な措置を講じなければならない。

配炭公團法案に對する修正案
配炭公團法案の一部を次のように修正する。

第十八條第二項の次に次の三項を加える。

配炭公團の業務運営の根本方針は、運営委員会に諮つて總裁が決定する。

運営委員会は石炭及びコークス並びに指定炭炭の生産業及び消費業並びに輸送業の各務代表、一般消費者代表、新配給機關の役員並びに従業員組合代表及び學識経験を以て構成する。

運営委員会の決定事項はこれを公表しなければならない。

第二十一條第五項の次に次の二項を加える。

配炭公團の業務は、配給監査委員が常時これを監査する。配給監査委員は消費業、輸送業の各務代表、一般消費者代表及び學識経験を以て構成する。

配給監査委員は、監査の結果に基づき、配炭公團の運営に關し必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁はその權限の範圍内に於て、速かに適當な措置を講じなければならない。

産業復興公團法案に對する修正案
産業復興公團法案の一部を次のように修正する。

第十八條第二項の次に次の三項を加える。

産業復興公團の業務運営の根本方針は、運営委員会に諮つて總裁が決定する。

運営委員会は、關係産業の各務代表、産業復興公團の役員並びに従業員組合代表及び學識経験を以て構成する。

運営委員会の決定事項は、これを公表しなければならない。

第二十一條第五項の次に次の二項を加える。

産業復興公團の業務は、復興監査委員が常時これを監査する。復興監査委員は、關係産業の各務代表及び學識経験を以て構成する。復興監査委員は、監査の結果に基づき、産業復興公團の運営に關し

必要な措置を講ずべきことを總裁に對して具申することができる。この場合總裁は、その權限の範圍内に於て、速かに適當な措置を講じなければならない。

以上が修正案の内容であります。この案を提出いたしました根本の趣旨は、要するに統制は國民の納得のうちに於て行われなければならない、すなわち民主的統制を必要とするということにあるのであります。民主的統制とはわゆる官僚統制に對する意味でありまして、舊來の官僚統制の弊害を除去せんとするものであります。今回政府提出の公團法案によりますと、官僚統制の弊害がますます増大するおそれが多分にあるのであります。わが國の實狀に鑑みまして、はなはだ案ぜられるのであります。國民がこれらの公團法の今後の成り行きに、疑心暗鬼をもつて注目しておるゆえにも、またこゝにあると思つてあります。(拍手)

政府においてもこの點に留意されまして、先ほど閣部委員長の報告にもございまして、經濟安定本部に運営委員と監査委員とを兼ねさせた委員を設けたいとして、公團の民主的運営に努力する旨の答辭があつたのであります。けれども、政府のこの程度の言明では、國民は納得いたしません。政府はしばしば國民の協力を求められております。しかしながら國民の眞の協力は、納得があつてこそ初めて得られるものであります。

これまで國民は、あまりにも官僚統制の弊に苦しめられてまいりました。従いまして、民主的統制に努力するとの言明程度では、國民は少しも安心することができないのであります。

一口に民主的統制と申しましても、どの程度をもつて民主的なりとなすかは、それ／＼主觀によつて相違するからであります。われ／＼は少くとも運営委員会及び監査委員の制度は、これを條文に明記すべきものであると信ずるのであります。かくて政府は民主的運営について、その熱意のある所を示さなければ、國民の協力を得ることは困難であろうと思つてあります。

物資が極度に缺乏しておりますとき、これが適正な配給をなさんとするには、統制を絶対に必要とすることは、何人も異論のないところであります。政府においても、また經濟統制の強化の要を説いておるのであります。さればこそ、これらの公團法案を提出されたのであります。

かくのごとく統制の必要が増大すればするほど、それだけ統制機關の民主的運営がまた必要になつてくるのであります。この意味から、われ／＼は運営委員会及び監査委員の制度により、少しでも運営の民主化を確保促進するために、これらの規定を條文に追加すべしと主張するのであります。(拍手)

しかもわが國の現状や國民性などを考慮いたしまして、この委員会は末端のこまかい事務にまで干渉するものではなく、特に根本方針に限つてのことでありますから、これがため事務の停滯を來すことがおそれ、少しもありません。むしろ適當な構成員による事務の促進が期待できるのであります。

以上が、はなはだ簡單ではあります。が、大體の根本趣旨であります。官僚統制の弊害を少しでも阻止し、これら

公團を幾分でもより民主的に運営させようとの熱意があらうでしたら、何とぞこれらの修正案に御賛同くださることを切望いたしまして、私の趣旨の辯明を終ります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 五案に對しては、反對討論の通告があります。これを許します。柄澤玄子君。

〔柄澤玄子君登壇〕
○柄澤玄子君 日本共產黨を代表いたしまして、石油配給公團法案以下、第五、第六、第七、第八、第九公團法案を一括いたしましたして、反對の趣旨を簡單に申し上げます。

石油並びに石炭は、人間にとりましての食糧と同じく、日本の經濟を動かす大事な二つの日本の經濟を動かして行く機動力になるところの産業に對して、今まさに、社會黨並びに先ほどの船舶公團法案に對しましてわが黨の高倉代議士が指摘いたしましたように、今日まで日本の經濟を發展させます上に、民主化します上に、大きな弊害になつておりますところの財閥と官僚との結びつき、官僚統制の弊害が、こゝにおいてさらに強化されようとして、このことを指摘いたしましたして、この法案に斷固反對する次第であります。

今日石炭が足りない、生産を増強しなければならぬと申されておりますが、その生産された少い石炭の大部分が、やみに流されておることを、われわれは知つております。また官僚が今日いかに腐敗墮落しているかというやうな事實も、多く新聞紙などに暴露されております。この二つの問題は、決して別々な事象ではなくて、その根源は一つであります。

秋どもは、政府がこの法案によつて私的獨占、つまり資本家の私利を中心とした經營に任せることなく、その弊害を除くために、また官僚統制の弊害を除くために、その申開としてこの法案をとるといふことを申されたのでございませうが、現在の政府によつてこれが行われずならば、おそらくその兩方の弊害がこの法案に殘されるということをおそれるのであります。

法案の内容を調べますと、經濟安定本部長官によりまして、また主務大臣によりまして、縦からの系統によつてこの人事の構成が行われます。われわれは、この公團を眞に民主化するために、運営に對しては、人事に對しては、關係の各生産の團體の従業員、また輸送關係の従業員、消費者の代表、こうした人々の意見が反映するところの機關が、最も必要であると思はれるのでございませうが、その點が、この法案には一つも取入れてないのでございませう。

われわれは、石炭にいたしましては、石油にいたしましては、ことごとく國營を主張いたします。そして同時に、これに眞に新憲法の主權在民の趣旨を反映いたしますためには、人民の管理といふことを主張してゐるのであります。人事にも運営にも、あらゆる方面に、消費者、生産者、それに從事する勞務者、こうした人々の意見が反映するために、この人々の参加することが法案に盛り込まなければならぬのでございませうが、この法案は依然として官僚機構の弊害をそのままに取入れてあるのでございませう。官吏服務紀律によつてこれらの従業員が支配されることを、はつきりとりたつてあるの

一、現今の官廳があの腐敗墮落する原因はどこにあるのでございませうか。日本の全官吏が、なぜあのやうな要求を掲げて、政府と闘わなければならぬかつたのでございませうか。今日その弊害を多くもつておられますところの官吏、これは官吏の生活が安定せず、今日のインフレ政策が日本で解決されないといふところに基礎があるのでございませうが、その官吏の服務紀律を、またこの従業員に適用して、それを支配して、いこうとするやうな機構が、ここに企てられておられます。

私どもはこの點を千分指摘いたしまして、石炭、石油のやうな日本の經濟を左右する大事業に對して、非民主的官廳的支配、今日多くの弊害を暴露しておられます官廳的支配が、ここにまた再現しますことへの危険を指摘し、國營、日本の人民管理、日本の人民の手によつて日本の重要産業を經營することを主張いたしまして、この法案に反對の趣旨を簡單に申し上げる次第でございませう。(拍手)

○議長(山崎猛君) これにより採決に入ります。まず日程第五ないし第七の三案につき採決し、次に日程第八及び第九の兩案につき採決することといたします。日程第五ないし第七の三案に對する松本七郎君外三名提出の三修正案を一括して採決いたします。松本七郎君外三名提出の三修正案に贊成の諸君の起立を求めます。

(贊成者起立)
○議長(山崎猛君) 起立少數。よつて三修正案は否決されました。

次に三案を一括して、原案につき採決いたします。三案の委員長報告は、

いづれも可決を求めます。三案に贊成の諸君の起立を求めます。

(贊成者起立)
○議長(山崎猛君) 起立多數。三案は原案の通り決しました。(拍手)

次に日程第八及び第九の二案は、原案の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて二案は原案の通り決しました。(拍手)これにて五案の第三讀會は終了いたしました。

○議長(山崎猛君) 五案の第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 締貫君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて五案と第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決確定いたしました。(拍手)

日程第十、地方競馬法の一部を改正する法律案の第一讀會の續を開きます。政府は本案の上程に同意せられました。委員長の報告を求めます。委員長長佐伯忠義君。

第十 地方競馬法の一部を改正する法律案(小川原政信君外五名提出)

提出) 第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 地方競馬法の一部を改正する法律案(小川原政信君外五名提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十八日

委員長 佐伯 忠義

(佐伯忠義君登壇)
○佐伯忠義君 たいま上程されました地方競馬法の一部を改正する法律案の委員會における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本改正案は、御承知のごとく畜産の振興をはかるために、地方事情により競馬場の敷を増す必要があるため、地方競馬法の一部を改正しようとするものであります。

さてこの改正法案は、去る二十二日本委員會に付託いたされ、審議は短時間に行われたのであります。これは地方農村民及び一般大衆の熱烈なる要望にこたへんがための改正案でありますので、委員各位は、多忙な折にもかかわらず、委員各位は、多忙な折にもかかわらず、熱心に論議されたことを、心から感謝してこの次第であります。

次に質疑應答の概要を申し述べますと、まず鈴木周次郎君から趣旨説明があり、次いで質疑に入る前に懇談會を開きました。各委員の地方競馬増設に對する熱意をまとめ、鈴木委員は政府側に希望意見を述べられました。その意見は次の八項目であります。すなわち

一、競馬場設立の基準をきめられたい。

二、競馬を行うときの審判制度を確立せられたい。

三、勝負投票の方法について萬遺漏なきを期せられたい。

四、出走上における各種不備の點を是正する方法を考慮せられたい。

五、馬種の基準についての改善を考へ、またその競走上における方法

について考慮せられたい。

六、賞得金に對する用途に對し當局は特に嚴重なる指導をするよう注意せられたい。

七、競馬に關する豫算作成にあつては學識経験者等を集めて、公聽會等を開き作成をなさせ、また豫算を認可する場合は萬遺漏なきを期せられたい。

八、次期議會に提出を豫想されてゐる農事協同組合法案においては、畜産は全國的に連繫せられたる一本建にならうと思はれ、その畜産は日本競馬を廢止してその畜産團體に移管せられたい。

以上が政府に對する希望意見として述べられたのであります。

次に、佐藤辰次郎君より、畜産の増進改良の急務なること、及び訓練、調致、訓練の必要について熱烈なる意見が開陳せられ、さらに都道府縣馬匹組合及び連合會の承認を得た場合には、小競馬を認めてどうかと、質疑がありました。また香川委員から、敗戦日本の現實の姿は、娯樂といふものがほとんどないと言つてもいいくらいで、國民はみな萎靡沈滞している。これは重大問題で、何らかの方策が考えらるべきである、殊に文化の惠澤に浴さない地方の農民に對しては、一年に一回か二回のお祭り競馬といふか、いわゆる草競馬を許して、一面健全なる娯樂を興え、他面においては馬匹の改良發達に貢獻して、生産増強に役立つといふ一石二鳥の方法をとられてどうか、殊にこのことは、地方農村民だけでなく、一般大衆が熱望し欲求していることであるから、民意をくんで、この開闢が直ちに具現するより原案として出

すか、もしそれができないならば、近いうちに施行細則なり、または農村協同組合法案提出の場合に、これを取入れていたが、と思いが、この點いかにか考へるかとの、實情に即した熱心なる質疑でありました。

これに對しまして政府は、競馬はいろいろの角度から見なければならぬ事情があり、一概に地方競馬は非常にいいものであるとの論断はできないが、慎重に考慮研究する、また今回の改正案で、北海道に六箇所、その他の府縣は二箇所までできることになつてゐるが、はたして各府縣二箇所ずつできるかどうか疑問である。現在登録してある馬の数ははなはだ少い、しかしながら議會で皆さんの輿論として出されるのであるから、政府としてはたゞ増設の場合の認可の内規は、あくまで畜産の振興を目的とし、馬匹の改良増殖をはかることを自然とし、また馬を虐待しないよう考慮するとの答辯でありました。なお先ほどの鈴木委員の希望意見には賛成だが、たゞ最後の畜産調體の獨立に伴つて、日本競馬會のやつてゐることを畜産調體の方に移管すべきであるという御希望は、政府としては十分慎重に考慮せねばならぬ問題であるとの、政府としての立場からの本

法案に對する考へ方が述べられました。かくして質疑を終了いたしました。討論に入り、委員小川原政信君が、各黨を代表して原案に賛成の意見を述べられ、採決の結果、會全一致をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、本委員會の雰囲気については、地方農民及び一般大衆の熱望をそのまゝ委員各位が表明せられ、和やかな雰囲気の中にも、きわめて眞摯にして、しかも熱心なる審議が行われまして、民主政治の眞髓が本委員會において具現せられたことを、日本の將來における議會政治の發展のため、まことに、喜ばしい傾向であると、非常に心強く感じた次第であります。なお本委員會の経過並びに結果についての詳細は、速記録によつてごらん願うことといたしまして、以上をもつて、簡單ではありますが、報告といたします。(拍手)

議長(山崎猛君) 本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○ 綿貫佐民君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。議長(山崎猛君) 綿貫君の勸議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

地方競馬法の一部を改正する法律案

第二讀會(確定議)
議長(山崎猛君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

○ 綿貫佐民君 議事日程變更の緊急勸議を提出いたします。すなわちこの際、政府提出特別調達法案を議題となし、その審議を進められんことを望みます。
議長(山崎猛君) 綿貫君の勸議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに變更せられました。

特別調達法案の第一讀會を開きます。國務大臣田中萬壽君。

特別調達法案(政府提出)

第一讀會

特別調達廳法案

特別調達廳法

第一章 總則

第一條 特別調達廳は、内閣總理大臣の監督の下に、經濟安定本部總務長官の定める基本的方針に基き主務大臣の定める計画に従い、連合國又は政府の需要する建造物及び設備の營繕並びに物資及び役務の調達に関する業務であつて主務大臣の指定するものを行うことを目的とする。
特別調達廳は、法人とする。
第二條 特別調達廳は、主たる事務所を東京都に置く。
特別調達廳は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を設けることができる。
第三條 特別調達廳は、基本金又は運営資金を有しない。その一切の建造物、設備及び物資(以下物という)又は役務に対する支拂は、

その物若しくは役務を需要し、又はこれが支拂の責に任ずる各關係の議會の議決を経た予算のうちからこれをする。
特別調達廳が調達を要求する権限のある各廳のために物又は役務の調達(營繕を含む、以下同じ)を行うときは、工事又は物若しくは役務の数量及び價格並びに支拂を受けるべき供給者を示す證明書を同時に支拂の責に任ずる各廳に提出したなければならない。当該證明書中連合國の需要に應ずるものに係るものについては、連合國の調達要求と差異のないことを明らかにし、及び調達要求書の番号を示すことを必要とする。

第四條 特別調達廳は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名稱
三 事務所の所在地
四 役員に関する事項
五 業務及びその職務に関する事項
六 会計に関する事項
七 公告の方法
定款は、主務大臣及び經濟安定

本部総務長官の承認を受けて、これを變更することができる。

第五條 特別調達廳は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 特別調達廳は、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、特別調達廳の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第七條 特別調達廳は、經濟安定本部総務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、特別調達廳の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第八條 特別調達廳でない者は、特別調達廳又はこれに類似する名称を用いることはできない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並

びに非訟事件手続法第五十五條第一項の規定は、特別調達廳にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 特別調達廳の役員として、総裁副総裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

総裁は、特別調達廳を代表し、第十五條の規定に基きその業務を總理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、総裁を補佐して、特別調達廳の業務を掌理し、総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、総裁及び副総裁を補佐して特別調達廳の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、特別調達廳の業務を監査する。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、内閣總理大臣がこれを任命する。

第十二條 総裁、副総裁及び理事

は、定款の定めるところにより、特別調達廳の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上及び裁判外の行爲をする代理人を選任することができる。

第十三條 特別調達廳の役員及び職員は、特別調達廳と物又は役務の調達に關する契約をなし、又はその調達に係る工事又は物の生産、加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 特別調達廳の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、各省次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、内閣總理大臣がこれを定める。

特別調達廳の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が經濟安

定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めるときは、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 特別調達廳は、經濟安定本部総務長官の定める基本的方法に基き主務大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

- 一 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する建造物又は設備の建設又は修理
- 二 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する物資又は役務の調達
- 三 經濟安定本部総務長官の指定する場合前二号に定めるもの以外の第一條第一項の目的を達するために必要な業務

特別調達廳は、經濟安定本部総務長官の定める方策に従い、特定の調達命令を充足し、又は主務大臣の特に承認する物資の集積を行う場合の外、資材を購入することができない。

第十六條 特別調達廳は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。こ

れを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官が前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 特別調達廳は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 特別調達廳の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 特別調達廳は、前條の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、毎事業年度

経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、同項に掲げる書面を受理してから十五日以内に、主務大臣及び大蔵大臣には、

主務大臣及び大蔵大臣には、これらなければならない。但し、この場合において承認の最終責任は、

経済安定本部総務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財産増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備へて置かなければならない。

前項の財産目録、業務報告及び財産増減書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

特別調達廳は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、毎期末の現金を國庫に納付しなければならぬ。

特別調達廳は、帳簿、書類その他一切の記録を整理且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けること

ができるように整備しなければならない。

会計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章 監督

第二十條 経済安定本部総務長官は、調達の基本的方策に関して、特別調達廳を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、主務大臣の指定に係る連合國又は政府

需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に對して、経済安定本部総務長官の定める物又は役務の調達に関する基本的方策に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣及び経済安定本部総務長官は、必要があるとき認めるときは、特別調達廳に對して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証書を携帯させなければならない。

第二十一條 特別調達廳は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定めて、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣には、認めなければならない。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、特別調達廳の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、特別調達廳の役員が特別調達廳の目的及び業務に関して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行してゐないと認めるときは、これを解任することができる。

第二十三條 左の場合においては、その違反行為をした特別調達廳の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十四條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十五條 前二條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第二十六條 第八條の規定に違反して、特別調達廳又はこれに類似の名稱を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

第二十七條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十八條 特別調達廳がその業務上なす契約は、会計法第四十六條

第二項、財政法第十五條及び昭和二十一年法律第六十號の規定の適用については、政府を当事者とする契約とみなす。この場合において、必要な事項は、勅令でこれを定める。

第二十九條 政府は、設立委員を命じて、特別調達廳の設立に關する事務を処理させる。

第三十條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

第三十一條 前條の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を特別調達廳の總裁に引き継がなければならない。

特別調達廳の總裁が前項の事務の引継ぎを受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならぬ。

特別調達廳は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十二條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「法令ニ依ル公團」の下に「特別調達廳」を、

「公團ニ關スル法令」の下に「特別調達法」を加える。

第三十三條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第五條第六號ノ六の次に左の一號を加える。

六ノ六ノ二特別調達廳ノ業務ニ關スル證書帳簿

〔國務大臣田中萬逸君登壇〕

○國務大臣(田中萬逸君) たいい上程と相なりました特別調達廳法案の提案の理由並びにその概要につき申し上げます。

連合國の需要する建造物の設置、建物設備等の修理、あるいは連合國の要求する物資及び勞務その他の役務の調達につきましては、從來各關係廳においてそれら、その所管に應じ、これが目的達成に努力してしたのであります。が、急速にこれを一元化したし、能率の向上をはかり、經費を節減するともに、連合國の便宜をも考慮いたしましたして、こゝに特別調達廳を設置する法案を提出する次第と相なつたのであります。本案により、特別調達廳は、從來各官廳の所管しておりました實際業務の大部を行ふこととなりまして、各官廳は、これが企畫及び監督を實施する態勢となるのであります。

特別調達廳は、これを法人として、できるだけ民間有能の士を登用いたしまして、その創意と工夫とを活用して、能率の向上をはかりたいと思つておるのであります。何とぞ慎重御審議の上、御協賛あらんことを切望いたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の審査を付託

すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○綿貫佐民君 本案は議長指名十八名の委員に付託し、委員を直ちに指名されんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。委員の氏名は、書記官をして報告いたさせます。

〔書記官朗讀〕

特別調達廳法案委員

石原 圓吉君 武藤 常介君
大井直之助君 八坂善一郎君
栗山長次郎君 井上 良次君
塚田十一郎君 伊藤卯四郎君
洲田長一郎君 金子益太郎君
横田 清藏君 長谷川 保君
太田秋之助君 安藤 はつ君
佐藤 久雄君 秋田 大助君
關谷 勝利君 木下 榮君

○議長(山崎猛君) たいい指名いたしました委員諸君は速やかに第二委員室に御參集の上、委員長及び理事を互選し、引續き審議せられんことを望みます。

○綿貫佐民君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、政府提出復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。よつて日程は變更せられま

た。復興金融庫法の一部を改正する法律案の第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。大谷堂潤君。

復興金融庫法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 復興金融庫法の一部を改正する法律案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する

昭和二十二年三月二十九日

委員長 大谷 堂潤

衆議院議長山崎猛君

〔大谷堂潤君登壇〕

○大谷堂潤君 たいい議題となりました復興金融庫法の一部を改正する法律案に關し、委員會の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨日本委員會に付託せられまして、本日午前及び午後にわたり、慎重審議いたしました。まず政府の提案説明があり、次で質疑にはいりました。

政府の説明を通じて本案の内容を檢討いたしました。とすると、復興金融庫法は、三月下旬末現在において、貸出總額六十億圓を突破し、日本經濟の再建復興に貢献してきたのであるが、今日喫緊の重要事たる民需生産の再興のために、今後ますます多額の産業資金を要し、復興金融庫に期待せられるところ相當巨額に上ることは當然であり、加ふるに各種配給公團、船舶公團、産業復興公團等の所要資金を融資する

ことになつて、これらの資金需要を種

種檢討した結果、二百五十億圓に増額を決定したというのであります。

次いで政府と氏原一郎君、小笹耕作君、兩委員の間に、熱心な質疑應答がありました。第一に金庫の業務の運営につき、企業の基礎に立つて回収の確實を第一とするか、あるいは國庫の損失を覺悟しても、危険な融資を行つものであるかについて質問がありました。が、政府はこれに對し、金庫は戦後經濟の再建を目的とするゆゑ、ある程度の危険も豫期せられるが、決して放漫な貸出を行ふものでないとの答辯がありました。

第二に、融資先に對する監督について、政府の方針に關する質問でありましたが、これに對して政府は、貸出にあつては、事前の審査はもとより、事後の検査についても、具體的に計畫を進めておる旨の答辯がありました。

次に、中小企業に對する融資が十分でないにしろ、これに對し政府は、中小企業に對する金融については、種々積極的に便宜をはかつておるほか、今後一層努力をいたしたい旨の答辯がありました。以上、おもなる質疑について申し上げましたが、詳細は速記録をごらん願ひたいと存じます。

次いで討論に移りまして、各黨代表より、それら原案に賛成の旨の意見の開陳がありましたが、殊に社會黨氏原君より、放漫に貸付がせられないように、また公平に行われたら希望を述べられました。引續いて採決の結果、全會一致をもつて原案を可決いたしました。この段階報告を申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。よつて本案の第二讀會を開く

決しました。

○綿貫佐民君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

復興金融庫法の一部を改正する法律案 第二讀會(確定議)

○議長(山崎猛君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定いたしました。

○綿貫佐民君 この際暫時休憩せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 綿貫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め

ます。暫時休憩いたします。

午後六時十八分休憩

〔休憩の後會議を開くに至らなかつた〕

定價 一部 七十錢

發行所

東京都新宿區市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三〇〇
振替東京一九〇〇圖書課